
平成20年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第2日)

平成20年12月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成20年12月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太 久 実

兼人事秘書課長		兼環境課長	
福祉部長		農林商工部長	
兼福祉事務所長	永塚 則昭	兼商工観光課長	西岡 克己
兼子育て支援課長			
土木建築部長	山内 明	上下水道部長	井上 修男
教育次長	東野 裕和	会計管理者	永口 茂治
兼教育総務課長			

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんです。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、21番、松尾武治議員の発言を許します。

松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号21番、活緑クラブ所属の松尾武治です。

議長のお許しがありましたので、通告にしたがって質問をいたします。

景気の低迷で失業者が増加、中小零細企業の経営難など国の景気対策が求められるにもかかわらず、政局の駆け引きで先行きが不透明な師走を迎えました。南丹市もこの年末で3年目を経過しますが、合併の約束ごとである総合支所の形骸化により住民サービスが低下するなかで、施策の検証をすることなく事業を進めた結果が、南丹市の厳しい財政状況に陥った要因と言っても過言ではありません。合併自治体の決算を見ると、歳出で投資的経費、歳入で国・府支出金が増大し、合併によるまちづくりの財源は国・府の支援が得られるものから進めている自治体が多いなか、南丹市の財政状況を見る限りでは一般財源化された施策、補助金の少ない施策などが中心で、自主財源に頼った市政運営の結果が決算カードを比較することで明確に示されております。

それでは、通告にしたがって質問をいたします。

今さら言うまでもありませんが、予算は当年度執行を前提に編成することが自治体会計の原則、原理だと考えますが、18年度・19年度いずれの決算でも執行できずに繰り越されております。昨年度、迅速かつ効率的な行財政運営の確立を目指した組織改革が行われましたが、予算議決後の事業執行が停滞している状況を見る限りでは、組織改革が適正だったのか考えさせられております。予算編成後の事業執行のあり方、契約の透明性・競争性について、市長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

また事業を発注する場合、特定メーカーの使用など事業発生時に、既に競争原理が働きにくいケースがあります。俗に業界で言われる設計図を握った業者が契約に有利ということですが、南丹市が取り組んでいる防災行政無線の設計業務は指名業者9社による入札で、日本農村情報システム協会が受注し、八木・美山・園部地区を合わせた設計を行ったと聞いております。防災行政無線八木地区で行った事業の仕様は異なったメーカーにも対応する仕様になっていたのか、伺います。

また、より具体的な質問になりますが、園部本所キー局から発信する電波を美山地区で受信する場合、キー局とメーカーが異なる場合は追加の機器が必要と聞いているが、この事実があるのか、仕様も含めてお伺いいたします。

契約の競争性・透明性を高める工夫をされている自治体は多くありますが、高落札率を防止するために岐阜市は高落札率入札調査制度を設けられております。また、他の自治体では競争性などから制限付き一般競争入札、条件付き一般競争入札などの要綱を定められておりますが、多くの自治体で対象工事の競争性を確保する対策として、1社または少数の入札者の場合は入札を中止する、このような要綱が加えられております。土木・建築事業では事業の減少から競争率が高く、南丹市が発注する上半期工事の対予定価格平均落札率が85.5%となっております。南丹市民である関係業者の心情を考えると、南丹市が発注するいかなる事業でも透明性が図られ、競争原理が働く契約が求められますが、適正な競争に関する対策をどのようにしておられるのかお聞きいたします。

併せて、他の自治体を実施している防災行政無線事業の事例と落札率について、お伺いいたします。

次に、扶助費の構成比について伺います。

厳しさが増してきた財政の要因の一つとして、市長は扶助費の増加を指摘されてきましたが、類似団体の扶助費構成比と比較すると、南丹市の扶助費の構成比は決して高い数字ではなく、市民一人あたりの扶助費は綾部市が5万6,117円、南丹市が4万9,139円、ちなみに京都市は9万7,240円。いずれも扶助費を人口で割った数字ですが、一律に歳出削減を進め、なかでも扶助費の増加を指摘され、その抑制を進めておられる市長のご認識をお伺いいたします。

次に、過疎計画の進捗について伺います。

過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月31日で法律が失効することを踏まえ、

これまでの過疎対策の評価と今後の過疎地域振興のあり方が検討され、何らかの形で継続されるとの情報は入手しておりますが、過疎計画の履行は情報網の整備、防災無線、園部町の都市計画同様に合併時の約束事でもあり、なかには同様に継続事業もあります。過疎債は実質7割補助といってもよいぐらいの有利なものにもかかわらず、これを十分に活用しないなかで法期限が過ぎようとしています、周辺部を放置しているといっても過言ではない状況となっております。合併前に旧町の過疎対策事業充当額の年平均ですけれども、美山町は3億8,000万円余り、日吉町は5億9,000万円余り、総額が平均9億8,000万円余りで、合併後の年平均は美山町が1億5,000万程度、日吉が4億2,000万円余り、八木町は1億6,000万円余り、園部町が500万円余り、明確な振り分けはできていないもので2億9,000万円ほどありまして、総額の平均は10億4,000万円程度ではないかと考えておりますが、合併によるみなし過疎地域の拡大で合併前に有利な地方債でまかっていた過疎対策が、園部・八木町に振り分けられ、本来の過疎地域の過疎からの脱却と計画していた事業の遅れを裏付けております。美山町・日吉町が実施した道路関係の過疎対策事業実績は、平成5年から平成16年までと合併後と比較しますと、約1億円の減少というふうになっておるかと思えます。みなし過疎地域の拡大で過疎計画を見直しましたが、従来からの過疎計画は引き継がれていますが、具現化に向けての遅れが目につきます。本来の過疎地域である美山町・日吉町の過疎計画が停滞する要因には支所職員が担当していた用地交渉など、本所に統合され、周辺部への対策が手薄になったと考えられますが、この状況では旧町から進めてきた過疎からの脱却が崩れてしまいます。過疎地域の拡大に伴い、過疎債の枠も当然、拡大されなければならないと考えますが、従来から過疎地域に充当していたものを削減し、みなし過疎地域に充当したことが数値で示されておりますが、過疎地域の拡大と過疎債についての市長の認識、併せて過疎計画に示している道路改良計画の進捗状況をお伺いいたします。

次に、平成21年度の予算編成方針について伺います。

市民の代表である議員全員が反対した施策にもかかわらず、十分な代替施策を示さないなかで強行に削減をされた子育て支援、福祉医療など、また枠配分で一括削減を許した議会に対して、市民の皆さんからは厳しいご批判もありました。子育て施策の一体化で子育て支援課を設置しながらも、施策は統一されておりません。また行政窓口で市民の皆さんにご不便をおかけする縦割りの組織、行政改革の遅れ、周辺部が手薄になり名ばかりの総合支所の実態など、多くの課題を抱えております。一方で一般財源の圧迫につながる街路事業、防災行政無線や民間参入を阻んでいる地域情報網の整備は、民間にできる部分は民間に、民間参入の困難な事業は行政が整備するなど、施策の選択をする暇がないままに進められました。さらなる投資が必要な園部地区でのデジタル化や膨大な運営経費が必要な施策の選択が、今日の財政状況をつくった大きな要因と考えます。20年度予算は枠配分方式で担当部長に丸投げをされたように考えますが、多くの課題

について、議会でも質問がありました。市長の施策を明確に示した上での予算編成が必要と考えますが、今日まで市長が進められた財政運営の評価と平成21年度の予算編成方針についてお伺いいたします。

次に、中道新田線の改修についてお伺いいたします。

京都府が進めている畑川ダムの建設は今春ダムの必要性を再確認して建設が進められております。この建設に伴う側道が平成24年度に市道中道新田線に接続されることになっております。完成に伴い、現在は府道下山線を通している車両が住宅地の1車線部分を通過することになります。行き止まりで生活専用道路であったものに、突然の通過車両で地元自治会は困惑されております。早急な改善が必要と考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

以上で、質問席からの質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは松尾議員のご質問にお答えをいたします。

まず、事業執行、そして契約の透明性・競争性についてのご質問をいただきました。まず、成立いたしました予算について、その年度内に速やかに執行する、このことは当然でございます。私どもも年度内執行は基本であることをもとに事業を進めておるところでございますけれども、今日まで繰越事業があったことも事実でございます。また今年度につきましても年度内完了を目指して、今、努力をいたしておるところでございます。こういったなかで12月入札分を含めて、件数におきましては8割方の発注を現在済ませておるところでございますが、今後、極力繰り越しのないように努力をいたしていく所存でございます。

また入札制度につきましては、基本的に一般競争入札範囲の拡大によりまして、透明性・競争性の改善を図っておるところでございます。合併以来、この入札制度につきましては全国的にも様々な論議がございました。私どももこういった観点に立って入札制度の改善に努力をいたしてきたところでございます。ご指摘のございました第三者機関による入札監視委員会も設置をいたしておりますし、透明性の向上を図っておるところでございます。また、ご指摘のございました美山地区の案件につきましては、ご指摘のような内容でございましたが、そのなかでご質問のございました案件について、八木地区仕様については特定メーカーにつながる仕様は含まれておりません。ただ、新たな違う業者が入った場合には追加機器がどうかということではございましたが、この点については必要な部分もあるというふうに認識をいたしておるところでございます。そういったなかで今回の案件につきましては、美山地区対象の入札で高落札率になったために落札決定を一時保留をいたしまして、内訳書の点検等を実施したところ異常を認めることができず、落札を決定し、先の臨時議会に上程をさせていただいたところでございます。

私ども南丹市といたしましても予定価格の事前公表案件につきましては、全件工事請負書をはじめとする調査を実施いたしておりますけれども、特に高落札案件につきましては慎重に調査を行っておるところでございます。こういったなかで何よりも議員ご指摘のございましたように、入札制度の中で透明性・競争性を確保するために、それぞれの案件につきまして十分な検討をし、実施をいたしておるところでございますし、また今後もそういった観点において、個々の事例において十分な精査をしながら入札に付していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、防災行政無線の事例、他の事例につきましては、私どもの入手できる範囲で各事例を入手いたしましたところ、一番低いのは和歌山県の橋本市におけるデジタル防災行政無線システム整備工事、落札率54%となっております。そのほか16年度から20年度まで、それぞれ、この防災行政無線関係の事例につきましては、それぞれの落札率、アトランダムでございますけれども72%、92%、98%、94%、75%、69%、97%といったような数字が出ておるところでございます。何はともあれ、この入札制度、先ほども申しましたが、透明性の確保とともに適正な契約に関する対策と合わせて、公平な入札が実施できますよう、今後とも努力をいたしてまいり所存でございます。

次に、扶助費の問題につきまして、ご質問がございました。

現在の19年度の扶助費、歳出全体に占める構成比から言いますと、19年度決算においては7.7%、また20年度の見込みといたしまして9.3%というふうな予測がされております。議員ご指摘のとおり、類似団体と比しましても平均より低い状態にあるのも事実でございますし、京都府下の各市の人口一人あたりで見ましても、ほぼ平均値に近いものというふうになっておるわけでございます。決して、その扶助費の増加だけが財政の困難な原因とは思っておりません。しかしながら、近年のこの扶助費の推移、また社会情勢の動向等を予測しますと、今後、増大することが予測されておるのも事実でございます。こういったなかで先ほど申しました20年度9.3%、また23年度見込みにおきましては12%というふうな数字も見込まれるわけでございます。こういったなかで、大変困難な財政状況の中で継続的な行財政運営を行うことが重要でありまして、こういったなかでの決して扶助費だけを抑制するものではなく、行政改革実施プランを経営改革プランというふうに関今、改定したわけでございますけれども、それぞれの事業について事業評価を行い、予算に反映していくための取り組みを進めておるところでございます。ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、過疎計画の問題につきまして、ご質問をいただきました。

それぞれ議員ご指摘のとおり、合併に伴いまして旧園部・八木町がみなし過疎地域となったわけでございます。それぞれ南丹市全体で過疎債の活用ができるということになったわけでございます。こういったなかで財政的に有利に進めるために、この過疎債の充当の対応をとりながら道路整備等の事業に対応しておるところでございます。こうい

ったなかで周辺部対策が停滞しておるんじゃないか、また支所の機能につきまして、総合支所としての機能が果たされていないというふうなご指摘をいただきましたが、私はそうではないというふうに考えております。今、大変厳しい状況でございますけれども、やはり支所は総合支所として機能を果たしており、また南丹市全域における様々な施策につきましては本庁・支所十分に連携をしながら、より対応していくために、今、努力をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたしたいと思う次第でございます。特に過疎地域自立促進特別措置法、これが平成22年の3月失効するということになっておりますので、今、過疎対策の充実強化、また新たなる過疎対策法の制定要望を行っておるところでございますけれども、道路につきましても様々なご要望もいただいておりますし、緊急性や必要性、また地域でのそれぞれの合意形成等検討するなかで、今、中・長期的な道路整備計画の策定を急いでおるところでございます。こういったなかで、今後とも過疎地域における振興計画の具現化を図るために、過疎債の継続・充実をはじめとする過疎対策は絶対必要でございますので、今後とも努力をいたしてまいり所存でございます。

次に、予算編成方針につきまして、ご質問をいただきました。

この3年間それぞれ継続いたしてまいりました事業の終結に向けて努力をいたしてきた部分、また新たなる課題に対して対応してきた部分があるわけでございますけれども、こういったなかで合併前後というのは、一般的に財政規模の拡大はやむを得ない部分もあるというふうには存じておるわけでございますが、今後のまちづくりを考える上で早期に適正な財政規模にしていく、この努力も重要であるというふうに考えております。こういったなかで21年度の予算編成方針につきましても、総合振興計画の着実な実施に向けて、まさに行政経営という観点から、この基本に沿いまして行政経営方針を作成し、これを基本として予算編成を行ってまいり所存でございます。安定した財政構造への変革、また総合振興計画の着実な実施に取り組んでまいり所存でございます。でき得る限り早期に基金に頼らない持続可能な財政基盤の確立、これに向けても努力をしていかなければならないと思っておりますので、どうぞご理解を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、中道新田線の問題につきまして、ご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、畑川ダムの事業がようやく用地買収に目途がついたために、今年度から着手されるということになっております。こういったなかでご指摘の市道中道新田線、この線に27号バイパスから接続されるという付替道路が24年に供用を予定されておるということを確認をいたしておるわけでございます。ご指摘のように住宅内に接続するということになるわけでございますので、その対応について必要性は十分認識をいたしておるところでございます。こういったなかで先ほどの答弁の中でも申しましたように、道路整備計画の中に盛り込みまして、この計画、この立案の中で本線の整備計画についても検討をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

すので、今後、様々な点でご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 今、市長の方から答弁いただきました。

まず、いわゆる公共事業の透明性について、市長の方からはそれぞれ委員会を設けてやっておるということをご答弁いただきましたけれども、いわゆる関連した委員会が三つほど設置をされております。それぞれ委員会を所管する、いわゆる事務局というのが実際、入札を執行しておる監理課がこれを、それぞれの委員会を担当しております。また、なかには担当副市長が、いわゆる委員長をされて、いわゆる監理課を担当されている担当者がすべてを兼ねておられるという状況の中で、適切な管理ができるのかどうかということについて、お尋ねをいたします。

それと、これはもう事務的なこととなりますので、それぞれ、また担当のお方に質問いたしますけれども、八木地区の事業は沖電気が落札をされて完成をみました。いろいろなトラブルがあったというふうには聞いておりますが、そのなかで先ほども市長のご答弁にありましたけれども、今度、美山町の施工をする場合に新たな他の業者が入る場合には、新たな設備の補充が必要だということを、今、市長のご答弁の中にございました。そういうことになると、一般競争入札で広く世間に募集した場合に適切な競争性が働きにくいということも懸念されますので、少し詳しいことを聞いておきたいというふうに思います。他社が参入してメーカーが異なる場合に操作卓など多くの部品が共通しないことが起こってくるということを、私も確認しておるんですが、これにつきまして詳細な違い、見積もり、当然、事業者が見積もりをされると思いますが、その額等について松田部長の方にお尋ねしたいというふうに思います。

それから、過疎債につきまして、一定の市長の見解をお聞きしたんですけれども、おおむね道路関係につきまして、合併前に旧、いわゆる本来の過疎地域であります美山町・日吉町の関係で約1億ほど、合併することによって過疎債の充当率が減っているというふうには私は考えておりますが、具体的に現状の組織改革であり支障がないというなかで進めてきたということもお聞きしておりますが、それぞれ支所には参与さんがおっていただきます。1億円の過疎債に充当する事業が減ったということで、それぞれの該当される参与さんは美山と日吉となりますが、お二人のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それと、予算の編成方針につきましては、従来より少し行政の経営方針を立てたなかでやっていくという決意も市長の方からいただきましたので、この点につきましては私は一定理解をしたというふうに思っておりますので、そういった方針で、今、大変厳しい状況である財政を立て直していただきたいというふうに思っております。

それと、また中道新田線につきましても一定のご理解をいただいておりますが、大変財政が厳しいと言いながらも、突然に降って沸いたようなことが地元には起こると

いうことで、これについても供用時期に応じた施工計画を立てていただきたいというふうに思っております。

以上の補足で、ご質問をいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、入札等のそれぞれの委員会について、当然、この目的をもってこの委員会を設置をいたしております。これは南丹市発足当初から私もこの課題につきましては一つの透明性、また公平性、また、こういった観点から税金を適切に、また使うという、この入札制度、このことを重要視いたしまして監理課という部署も設置をいたしましたわけでございますし、こういったそれぞれの各事務委員会を設置をいたしまして、より良きものになるように努力をいたしておるところでございます。事務局につきましては先ほど指摘のとおり、担当課の方で行っておるわけでございますけれども、それぞれの委員さんの選任をさせていただくなかで適切な機能を果たしていただくように、今、努力をいただいておりますし、また、これからも様々な課題につきましてもこういったことを各案件生じてくるわけでございますので、対応していきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 1点目の関係でございますけれども、今回の美山地区の入札に関わって他社が入ってきた場合にどういった経費がかかるかというご質問でございました。今回の入札の関係につきましては一般競争入札に付しまして、1社のみということでございまして、他社からの内訳書の提出はないということで、その金額につきましては分かりません。ただ、先ほどありましたように操作卓といった関連づける機器等の整備が必要ということになっておりますので、その点をよろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 中島参与。

○参与（中島 三夫君） 過疎債の問題につきましてご質問があったわけでございますが、ご承知のとおり、この地域というのは南丹市の中で美山地域と日吉地域にしております、今日までこの過疎債によって道路の改良・維持、さらにはまた、いろんな地域振興の課題につきましては具現化を図ってきたわけでございます。大変ありがたい制度であったと思っております。ちなみに南丹市になりまして、すべて南丹市域全体にこのことが適用されるということで、もちろん今、お話がありましたように総額は変わらずに4町全体に網羅するということになりまして、当然、何割かは減じざるを得ないと、こういう具合に考えておりますが、特に道路の問題におきましては、やはり本所土木建築部の方で市内公平に、また緊急性・重要性をかんがみて道路の改良事業を進めておるわけでありますが、そのなかでもやっぱり、過疎債をどこに適用するのかということについて

ては土木建築部の方でご選定いただいておりますが、仰せのとおり確かに旧町るときから考えますとやはり路線名だけで申しますと、大幅に下がっておりますことは事実です。しかし、これはこういう公平性とか南丹市全体の道路事業ということになりますと、ある意味、私は理解せざるを得ないなど、こういう具合に思っておるわけですが、いよいよ21年度でこれが今回の過疎計画終わるわけでありまして、来年度事業に向けまして予算編成の時期でもございます。特に地元から強い要望が出ております道路改良、あるいは橋りょう改良等につきましては、支所の方で、また一定精査をいたしまして土木建築部、さらにまた本所の方に上げていきたいとこのように考えておる次第でございますが、私はこの過疎債というのは道路だけのものではなく、地域振興、まちづくり一体のもの、いろんな形で利用できる制度でございます。特に南丹市内では今、14がいわゆる限界集落と言われているところでありまして、さらに数多くの準限界集落というものを抱えておるわけでありまして、これをどう維持し、活性化まとめていくかというところに道路だけでなしに、そうしたまちづくり、その集落の再生、こういうものに向けてこの過疎債を十分活用して、これからやらなきゃならんと、こういう具合に思っておりますし、今日の京都新聞の社説にもそういうような意味のことを載せておりましたけれども、やはり全体的にこの過疎をくいとめるために、この過疎債を使ってどうするのかということの議論が、これから私は始めなければならないという具合に思っておりますし、私どももしっかり限界集落をたくさん抱えております地域でございますので、この辺はしっかりやっていきたいなど、こういう具合に思っておる次第であります。

以上であります。

○議長（吉田 繁治君） 浅野参与。

○参与（浅野 敏昭君） 松尾議員のご質問に答えたいと思います。

まず、南丹市におきましては南丹市過疎地域自立市町村計画というものが樹立されております。この計画の中のページ、6ページであります。生産機能及び生活環境の整備等が低位にある地域を中心に自立促進を図り、市政における地域格差を是正し、ひいては広く、美しく風格ある国土の形成に寄与するためにも特別措置を講じる必要があるというふうにうたっておりますのと、29ページに身近な住環境整備が過疎化防止の一つでもあり、狭あい区間や危険箇所解消はもちろん、今後も引き続き整備・改良を図っていく必要があるというふうにうたっております。このうたっていることに則って、この過疎計画が進められるというふうに思っておりますし、進められてきたというふうに思います。また、ご質問の中に日吉町地域における過疎債の今までの充当額がございました。確かに合併します平成5年から17年までの平均、私どもの資料によりますと5億9,600万を充てておりますが、これにつきましては皆さん方ご存知のとおり、スプリングスひよしとか生涯学習センターとか、そうした建物を建てました場合にこの過疎債を充当しております。ちなみに平成18年度から20年度までの、いわゆる合併しましてからの平均につきましては4億2,200万程度というふうに認識しております。

す。さらにまた、この過疎債の充当額を道路分のみにいたしますと、日吉町時代の17年までにおきましては、平成5年からではありますが1億3,800万程度やったと思います。合併してからは1億1,400万ということで日吉町地域におきましては、この過疎債充当の道路整備が継続事業ということもございましょうが、一応、旧町時代と同額、同実績の程度の過疎債が充当されていると思います。このことにつきましては、支所の産業建設課と本庁の方の道路河川課が密接に連携しながら事業を進捗していただいたというふうに、私は認識しておりますし、喜んでおります。ただ、先ほど申し上げました、この南丹市の市町村計画におきまして、今、充当されております6路線につきましても22年度以降も継続事業となります。また21年度から新たに計画に上っている道路路線もあります。したがって、一つは新たに計画に上がっている道路路線につきまして、事業実施ができるように支所と本庁の連携が必要であります。また、そして継続部分につきましても道路でございますので、途中で放っておくわけにはいきません。したがって、22年度以降、いわゆるこの過疎法が切れる以降どういう形で財源を確保するかということが大きな課題でありますし、できなかった場合にはどうするかという財政的な大きな課題も併せて考える必要があるかと思っております。したがって、先ほどから市長の答弁にもありましたように原課の方で南丹市道路に限って言うならばですね、必要な道路を優先順位を付けて、そして21年度は当然事業実施できるのは元利償還金70%の過疎債計画に上がっている道路につきましては、財政課においては当然、有利な過疎債を充てられるということは、もうこれは当たり前でありますが、いわゆるきちっとした優先順位を付けて、そして美山、日吉と言いますか、そうした住民の方にも、やはり園部、八木の道路がこれは先行しなければ南丹市の発展につながらないとかいう説明責任もいるかなというふうに思います。結論的に言いますと旧日吉町時代の過疎債充当額が今なお、続いておりますが、この切れた後の大きな課題について、みんなと知恵を出していかなければならないなというふうに思っております。

○議長（吉田 繁治君） 松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 今、質問の順序が少し変わりますけれども、旧日吉町の道路の整備につきまして、過疎計画の内容も含めた、参与の方から説明をいただいたんですけども、旧日吉町の中で時間がないので個々の路線名は言いませんけれども、16路線が過疎計画の中に入っております。この路線につきましては、今、参与の方からありましたように22年度の過疎計画、いわゆる法期限後も継続的に計画をやらなければならないというところがございます。この16路線につきましての現在の状況につきまして、これは山内部長の方から路線ごとに説明をいただきたいというふうに思います。

それと、松田部長の方から説明をいただきましたけれども、私の説明の仕方がまずかったというふうに思いますが、当然、設計をされる、発注するときには設計されますので、卓の変更とか、かなりの修正が、他の業者が参入する場合にはいるというふうに市

長の答弁の中でもあります。そのことについて、まったく市はどれぐらいの経費が必要かということについての積算はされていないということになるのか、設計業者が入っておりますのでそれについての積算根拠はあるというふうに私は思うんですが、その点について、お答えをいただきたいなというふうに思います。

それと、参入する業者によって条件が異なるということになりますが、そのことで今回、一般競争入札ということで広く全国に業者の募集をしたと。そのことによって、競争が正規に働いたので1社のみで落札でも有効だということは、総務常任委員会の中での説明の中で十分分かった、説明あったんですけども、少し疑問を感じるのとは新規参入をする場合には同一の条件では参入できないというような、私は素人的な考えですが思いがするんですが、果たして、果たしてというよりも、こういった事業は他の市町村の場合では、いわゆる総合的に設計もできており、それぞれ3地区の事業をやるためには関連した施設、いわゆる機器が使われるという状況の中で、1回目が指名競争、次が一般競争入札という流れよりも、1回目に全施設を発注してやるという方法か、例えば最初、1回目に入札、落札者に対して随意契約でやるとか、何らかのもう少し明確なやり方があったのではないかなというふうに思いますが、その点について、これは監理課長の方からご説明をいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどから、一応、監視委員会を三者つくっておって、事務局も監理課がやっているけれども十分に機能しているような、市長の答弁ですけれども、やはりどういった審議会、私もいろんな審議会に委員としてなり、また、その審議会の委員長なりという立場で参加させていただいておりますけれども、何といたっても事務局がいろいろな資料提供をするなり、やっていただければ、なかなか外部から入った委員であれ、例えば委員長であれ、適切な判断ができないということがございます。今、市長が答弁されたように事務局が同じ所であっても十分に機能しているようなことがございましたけれども、少し私はそこら辺りを懸念するんですけれども、その点についてはあらためて市長の方からご答弁いただきたいなというふうに思います。

それと落札率が最低、今、全国で調査不足だったんだろうと思いますが、少し正確な市町村の情報でいくと山口県の防府市で52.9%で落札をされているところもございます。それと最近、私どもが八木・美山地区のことをやりましたと同時期、いわゆる落札を辞退された、入札を辞退された業者さんが同じような時期に、これは山武市ですけども69.99%、これは東芝さんですが落札をされております。業界かなり、こういった低落札で落札されておるところもございますが、果たして南丹市の今回のものが、いわゆる競争性が適正にできたのかどうかということについては、少し疑問を感じるということを申しそえまして、私の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 入札監視委員会をはじめとする、それぞれの事務局が同一で

はというふうなご指摘でございましたが、当然、この機能をもった業務の内容につきまして、十分理解をし得る専門性をもった部署において、事務局を設置するのが適正であるというふうに考えております。こういったなかで委員の皆様方のそれぞれのご要望に応じて対応するのが事務局であるというふうに考えておりますし、今後とも設置させていただいております、この各委員会の十分な機能発揮のために、それぞれ事務局をはじめとする市役所内運用については、協力・努力はできる限りしていくというのが当然でございますので、今後とも適正な委員会・審議会の運営に私どもも協力・努力をしたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 今の過疎債事業について、路線ごとというお話でございました。まず、私の持ち合わせておる南丹市過疎地域自立促進の市町村計画というのが17年から21年、この計画の中には日吉部分については、まず道路改良の部分で11路線計画にあがっておりますし、さらには、そのなかで舗装だけの部分があと1路線ということで12路線を知っておるわけですが、このなかにおいてですね、まず大きな進め方ですが、南丹市になりまして、まず道路整備、基本的には旧町からの継続事業を中心にしながら進めてきております。今後の進め方、現在の進めておる状況でありますけれども、まず広野奥線、八坂上草線、こういった部分にはまだ着工はしておりません。

そしたら、今、着工しておる部分について、まず説明させていただきます。海老谷線、小畑線、第2広野線、保戸原馬場筋線、さらには広野下山線、これについてはどちらかというと排水対策を中心とした道路側溝整備でありますけれども、こういった部分を現在、進めてきておりますし、現在継続中であります。さらには日吉駅前前の片野線、この部分につきましては昨年整備を完了しております。さらには、それ以外の部分ですね、先ほども言いましたけど広野奥線、あるいは八坂上草線、さらには野畑大橋線、生畑線、先ほど質問でもございました中道新田線、一ツ橋の笹谷線、こういった部分については今後、計画を進めていくというなかにはもってございますけれども、現在は、まだ着工しておりません。そしたら具体的に今後、道路整備をどういうふうに進めていくかというお話になろうかというふうに思いますけれども、この部分につきましては全体的に、ご存知のように道路整備も聖域化されておられませんので、予算的に言うたら、さらに厳しくなっていく。ですから、当然にして事業は少し従来よりは減っていかざるを得ないというふうに思っておりますけれども、やはりそうしたなかにおいて住民の要求をどのいうふうにして応えていくのかと、こういう部分につきましては先ほど両参与からもお答えいただいておりますけれども、やはり南丹市として公平に、あるいはその必要性、こういったものを見ながらですけれども、しっかりと南丹市の道路計画、これは過疎計画というものを土台にしながら、さらにはそれを大きく見ていく道路計画を南丹市で作っていくという、そういう考え方のなかで、今現在、道路河川課において作業を進めてお

ります。そういったことで、今後はできる限り住民からの要望にも応えていきたいという思いも持っていますし、さらにはできない部分については、それが説明できる、そういったものにもしていきたいという考え方でおりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 防災行政無線の設計の関係でございます。18年当初におきまして、八木エリア、美山エリア、園部エリアの設計を当初にいたしたところでございます。それに基づいて年次ごとに対応をしてきたというのが現実でございます。段階的な当初におきまして、既設設備の廃棄はできないといった状況もございまして、一つのブロックを一旦手がけた業者が有利になるということもございまして、そういったなかでほかの方法の関係につきましては先ほど言いましたように、当初に全体の設計をしておるということで、それに基づいて入札を執行してきたということで、よろしくお願いを申し上げます。

また、入札方法等の関係につきましても監理課長の方に質問をいただきましたが、私の方から一括したいというふうに思いますけれども、ご指摘いただきました内容も踏まえまして、今後、慎重に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、松尾武治議員の質問が終わりました。

次に1番、仲絹枝議員の発言を許します。

仲議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） あらためまして、皆さん、おはようございます。

議席番号1番、日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。議長の許可を得ましたので通告書に基づき、質問をいたします。

まず、子育て支援全般にわたってお伺いします。

一つ目に、産婦人科医院・病院の現状についてお尋ねいたします。

まだ、私たちの記憶にも新しい東京都内での合併症のある妊婦が受入れを断られ死亡したという報道は、妊娠をしている人やこれから子どもを作ろうと思っている人にとっては人事ではないと、感じとる衝撃的な事件でした。全国的な産婦人科医の医師不足の問題は、南丹圏域でも例外ではありません。若いお母さん方から、妊娠しても出産を受け入れてくれる所がないのではとの不安の声があがっています。産婦人科医院・病院に関して、市が把握している状況や問題点、その対策など具体的な中身を伺います。

二つ目に11月より開始されたファミリーサポート事業について、お尋ねいたします。

今年度の子育て施策の新規事業としてスタートしましたが、現在の利用状況などをお聞かせいただきたいと思っております。この事業については南丹市ファミリーサポートセンターの事務所を社会福祉協議会本所に置き、地域の中で育児援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員登録し、会員同士が育児に関する総合援助活動を行うことで、保護者が

仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域における市民相互の子育て支援を通じて、安心して子育てができるよう児童福祉の向上を図るということを目的にしております。事業は社協に委託されておりますが、福祉事務所内の子育て支援課との連携をどのように図っているかも併せてお尋ねいたします。

三つ目に保育制度について伺います。

認可保育所が保育計画などを編成する上で参考にすべきガイドラインとなる保育所保育指針が、本年3月に三度目の改定がされ、来年4月から実施されると聞いています。改定指針について少し調べてみました。食育の推進や保育内容の向上のための保育士と保育所の自己評価が加えられ、保育所の自己評価については公表が求められているということです。保護者に対する支援と職員の資質向上が新たに加わり、施設長の責務として職員の資質向上のために保育所内外の研修を体系的・計画的に実施し、職員への援助や助言などを進めると、指針には明記されております。指針に沿った保育を実施していくためには研修などを受ける際の代替職員の配置などが必要になってくると思いますが、市として改定指針実施にふさわしい条件整備をどのように行っていくのか、お尋ねいたします。

児童福祉法に基づく保育所には、1点目に、両親が安心して働けるように子どもの発達と生活を豊かに保障する保育を営む。2点目に、園での保育を親御さんに伝えながら家庭育児の充実を支援する。3点目に、地域における子育ての連携やネットワークを作るという三つの役割・機能があるとされています。市の総合振興計画の中にもある子育てしやすいまち南丹を目指すためにも、保育所の充実がこれまで以上に求められていると思います。先日、私は幼児学園で子どもたちの発達段階に合わせた日頃の保育の成果を歌や楽器演奏、劇遊びなどによる舞台発表を保護者の方とご一緒に見せていただきました。4月の入園式も出席させていただいておりますので、日常の保育の中で子どもさんたちの成長に合わせた指導がされている様子が伺え、とても有意義で心温まるひと時を過ごすことができました。いつまでも元気な子どもたちの笑顔あふれる南丹市でありたいものです。今日の社会情勢の中で多くの若者は雇用そのものが不安定になり、収入によって結婚する、しない、子どもを産む、産まないなど厳しい選択を迫られている状況におかれていると思います。仮に結婚して子どもを産んだとしても、育児面でいろいろな矛盾も出てきて、子育てしにくい環境になっています。現在、子育てしている世代やこれから南丹市に住んでみようと思っている人たちにとって、魅力ある子育て支援策が必要だと思います。保育所は子どもを預け、保護者が仕事と子育てが両立できるよう保護者の状況に配慮した保育時間であること、場合によっては休日や夜間の保育、病時・病後の子どもの保育など、多彩な保育も検討すべき時期にきていると思いますが、いかがでしょうか。

四つ目に、学校給食について伺います。

これまで何度か一般質問で取り上げてきましたが、明解なご答弁はいただいております。

せん。あらためて中学校給食についてお尋ねします。

学校給食法の改正案が本年2月の第69回国会に提出され、6月の参議院本会議で可決、成立し、来年4月に施行されます。法律の目的、第1条には従来の学校給食の普及・充実に加え、学校における食育の推進を新たに規定しております。学校給食の目標が食育の観点から踏まえ、7項目に整理され、充実したということです。7項目について一部紹介いたします。一つ目に学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと。二つ目に食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。三つ目に食糧の生産・流通及び消費について、正しい理解に導くことなどとなっています。この目標の整理・充実により学校給食が単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確になりました。教育基本法の教育の目標や学校教育法の義務教育の目標を踏まえ、学校教育の実際の場面において具体化していくための法改正であるとも言われております。学校給食を生きた教材として学校において食育を勧めるためにも、中学校給食の全校実施に向けた検討を進める時期に来ていると思いますが、いかがですか。中学校給食については家庭の事情でお弁当を持たせることができない子どもたちを何とかしてあげたい、しっかりと学力をつけるためにも学校での食事も大切したい、体や心が作られる時期にある中学校でも完全給食を実施してほしいといった声が若いお母さんたちの間で広がっています。この声に耳を傾け真摯に受け止めていただきたいと思います。

次に、障害者自立支援法について、南丹市内の施設や障害者の現状をお尋ねいたします。

障害者自立支援法において、旧体系の施設サービスから新体系に移行するための移行期間が設けられています。すでに移行した施設もありますが、これまで移行した施設での処遇はどのように変わったか、具体的に変わった点を伺います。

移行の際に行政がどのように関わり指導を行ってきたか、また今後の予定なども併せてお尋ねいたします。

南丹市の障害者の実態を数字で見ると、19年3月末時点で身体に障害のある人が2,762人、知的障害のある人が293人、精神に障害のある人が139人となっています。障害者の概念がややもすると身体障害だけになり、知的障害や精神障害、重い障害のある人への理解が不足していることで、関係者から障害者自立支援法のもとでの福祉施策やサービスへの不満や不安の声があがっています。一例を申し上げますと、障害者の働く場では事業体系の移行などにより、これまでと変わらず仕事をしているのに給料が減り、知的障害などがある場合、本人に納得させることができない状況で、家族が大変困ったというようなお話も聞きました。19年3月に策定された南丹市の障害者福祉計画の第3章4項、障害のある人の社会参加と生きがいづくりの中で、一般企業などで働くことが難しい障害者には、身近な地域で就労できる福祉的就労の場の充実を図るとしています。現在、障害者福祉計画の見直しが行われおりますが、障害者や施

設の実態を十分につかんで絵に描いた餅にならないよう、十分な福祉サービスの提供を行っていただきたいと思います。また、多くの障害のある人は相談体制の充実を求めており、高齢者介護のケアマネージメントのようなシステムづくりや人づくりも必要となってきたと思います。障害者本人やその家族の負担を少しでも軽減できるよう早急に取り組んでいくべきと考えます。障害者自立支援法が施行され、2年半が経過しましたが、関係者の批判の声や運動が大きく広がり、国は二度にわたって法律の問題点、不備に対し、国民から改善策を迫られ、特別対策の実施や緊急措置を講じてきました。来年は障害者自立支援法の規定に基づき、3年後の見直しを行う年になっています。政府は来年の通常国会に障害者自立支援法改正案を提出するとしていますが、障害者自立支援法施行後の障害者や施設の深刻な実態を見れば、部分的な手直しでは済まされないと思います。障害者自立支援法のもと、応益負担制度は障害が重い人ほど負担が重くなるしくみになっています。障害者が生きていくために必要な最低限の支援に対してまで、利用料を課すということは憲法25条の生存権の理念から見ても問題で、応益負担制度は廃止すべきと考えます。こういった問題の多い障害者自立支援法、応益負担制度に対する市長の率直なお考えをお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは仲議員のご質問にお答えいたします。

産科医の不足に対する今の現状、ご指摘のように全国的な課題として、今、大きく取り上げられておりますし、私ども南丹地域におきましても大変厳しい現状にあるのも事実でございます。こういったなかで南丹地域におきましては公立南丹病院、そして亀岡市内の民間医療機関2施設、これが対応をしていただいておりますのが現実でございます。南丹病院におきましては、現在3名の常勤産科医が約500件の分娩を担当していただいております。大変厳しい勤務状況の中でお世話になっておるわけでございます。敬意と感謝をいたしておるところでございます。特に24時間体制という現状の中で助産師さんの関係も大変厳しゅうございます。当然、喫緊の課題として受け止めておるわけでございますし、また、こういったなかで南丹病院におきましては、一時的に里帰り出産を規制するというふうなこともございました。これも実は助産師さんの確保が困難であったという現状があったわけでございますが、現在では従来どおりの態勢を確保いたしております。しかしながら、こうした現状というのは大変深刻な状況でございますのも事実でございます。こういったなかで出産が安心してできる態勢、国・府はもとより、当然、医科大学との連携の中でも医師確保に南丹病院も努力していただいておりますけれども、私どももともに努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、ファミリーサポート事業につきましては現状につきまして、11月末現在、会員登録の状況でございますが、お願い会員といたしまして13名、おまかせ会員として

26名、両方に登録いただいている会員さんは3名でございます。いわゆるおまかせ会員さん26名のうち、講習会を受けられた方が約半数でございますけれども、未受講の方につきましても1月に講習会の開催を実施を予定いたしております。こういったなかで登録会員の皆さんの中でマッチングを行っていただきまして、11月末現在で3組の方が実施をいただいております。当然、この事業、これから市民の皆様方のご理解やご協力を賜りながら、さらに拡大をしていきたいというふうに考えております。私どもも担当しております子育て支援課、そして委託をいたしております社会福祉協議会の皆様方と、さらに強い連携をとりながら、この事業の推進に今後とも努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、保育制度につきましてご質問をいただきました。

本年3月に保育所保育指針、8年ぶりに改定をされました。こういったなかで改定の主な内容といたしましては、保育所の役割の明確化によりまして養護と教育を一体的に行うということを特性とし、保育環境を通じて子どもの保育を総合的に支援する役割を担うとともに、また保護者の皆さん方や地域の子育て家庭に対する支援を行うように求めています。また内容の改善としては誕生から就学までの長期的な視野をもって、個々の発達過程に応じた養護、また教育の実施とともに食育の実施、小学校との連携を求めています。また保育所に入所する子どもの保護者に対する支援とともに子育て支援につきまして、保育所の特性を生かして行うことも求められております。また、今日までの保育計画を保育過程として保育の質を高めるために、一貫性や連続性のある指導計画や食育の計画などの作成も求められておるわけでございます。こういったなかでこの指針は21年度から実施されることとなります。現在、保育所におきまして保育過程、また指導計画などの作成を進めておるところでございますし、こういったなかで市役所といたしましても条件整備、この保育過程や指導計画の推進にかかる条件整備につきましても、今、検討を進めておるところでございます。こういった今、現状にあるわけでございます。

次に、障害者自立支援法につきましてのご指摘をいただきました。

今、23年度までの5年間の中で移行期間が設けられとるわけでございますし、現在市管内におきましては2カ所の施設、3カ所の作業所におきまして新体系に移行されております。制度移行におきまして、基本的には施行前までの支援制度のサービス体系におきましては、それぞれの障害種別に縦割りでサービスが実施されてきたものを、自立支援法のサービス体系におきましては、障害の種別にかかわらず必要なサービスが利用できるよう施設・事業が再編されてきたということでございますし、また小規模作業所等におきましては補助金で運営されておりましたものが、新事業体系に移行されることによってサービス提供による報酬、また利用者負担で運営されることとなったわけでございます。この移行につきましては、もちろん京都府や本庁・支所と連携をしながら、

支援についての相談や情報提供を行うとともに、自立支援特別対策事業での補助制度を利用していただけるように助言・協力も行っておるところでございます。今後とも十分な連携を図りながら、それぞれの施設作業所の運営のより良きものになるように、私も努力をしていかなければならないと考えております。こういったなかで自立支援法につきましては3年目の大きな見直しが行われることになっております。現在審議中ということでございますけれども、障害のある方がこの地域で安心して暮らしていただけるように、法律になるように期待をいたしておるところでございます。この法律につきましては施行当初より様々な意見があるわけでございます。こういった課題も十分に勘案しながら、より良き障害者福祉施策の充実のために努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。とりわけ現行の法律のもとではケアマネージメントのあり方についても課題があるというふうなご指摘を受けております。本市におきましては平成19年の4月から地域生活支援事業の一環として、指定相談事業所からの派遣により専門相談員を配置をしてきたところでございます。こういったなかで障害者相談支援事業実施要綱に基づきました相談支援を行っておるところでございますけれども、先ほど申しました障害のある方が安心して暮らしていただけるような体制の充実のために、この相談体制の拡充・充実も図っていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、学校給食につきましては教育長の方から答弁をいたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） おはようございます。

学校給食に関わって、仲議員のご質問にお答えをいたします。

中学校給食につきましては、基本的には9月の議会において答弁をさせていただいたとおりでございます。未実施校である3中学校におきましては家庭教育の重要性にかんがみ、学校運営の充実を期することをご理解いただきながら、弁当による昼食が実施されているところであります。家庭教育の充実及び親と子の絆を築くというふうなご理解を賜りながら、学校教育で一定、成果を上げていただいていることに心から感謝を申し上げるような状況であります。また学校給食につきましては、ご指摘のように食の満たされない時代から食育にというふうな状況で、観点・趣旨が変わってきておりますが、南丹市においても現行、学校給食を実施するに伴いましては、この趣旨に沿って実施をしているところでございます。ただ、中学校の給食を完全実施するにあたっては条件整備として学校のランチルーム、あるいはエレベータの設置等、給食を実施するための施設整備や拡充に伴う共同調理場の運営に関わる経費を見たとき、今日の財政状況において今すぐ導入することができない状況であります。引き続き児童・生徒の状況等、十分に把握するとともに、今後とも引き続き検討課題として対処させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

ご理解賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 仲議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目ですけれども産科医の問題ですが、先日、医療対策審議会の答申が出されたということですので、具体的な中身を今後、来年度におきましていろいろ検討されていくかと思えます。この医師不足の問題は南丹市だけのものではない状況ですので、何とも申し上げがたいんですけれども、やはり若いお母さんたちがこの南丹市に住みたい、そういった思い、願いを聞いていただきたいと思えます。

ファミリーサポート事業についてですけれども、この事業、本当に今年が目玉として始めたのではないかと思えますが、まだまだ広報などが不足しているのではないかなと1点思っています。そして、この事業に関しましては南丹市の独自性を出すとすれば、少し利用料の関係で、ほかの自治体に合わせました700円、800円という辺りを子育てを応援するという立場で、少しでも市が補助するなどといった考えもあるか、ないか、単価に対する考えをお聞きしたいと思えます。

保育所の問題ですけれども、保育指針が新しくなるなかで保育内容は充実されていくかと思えますけれども、預ける側の思いとしては、例えば子どもが病気になってもなかなか親が迎えに行けないとか、そういった声も聞いております。その辺では、もう少し今後は保育時間であったり、その態勢なども考えていくべきではないかと思えます。

中学校給食、毎回、質問させておりますが、なかなか歯切れの良いご答弁いただけないというのが実感ですけれども、例えば3町一気に実施しようと思われているのか、もう少し柔軟にできる所から始めようといったお考えがあるか、ないかを再度お尋ねしたいと思えます。

障害者自立支援法の件に対しましては、非常に施設や障害者本人が困っている状況、全国でも起きておりますし、そういった声をたくさん聞かせていただいております。南丹市として、南丹市管内にありますいろいろな施設、法人も含めまして施設の実態把握をこれまでされてきたことがあるか、ないかをお尋ねしたいと思えます。

福祉施設で働く職員にとりましても非常に報酬単価などが下げられたことによって、働きにくいということで離職をしているケースなども聞いております。その辺で少し市がどの程度、南丹市全体の施設の状況をつかんでいるかをお聞きしたいと思えます。

そして、いろいろな法律の見直し、国レベルでしているなかで、送迎を必要としているような施設に対して、ガソリン代、少し今は下がっておりますが、そういった燃料代などの負担をするといった市独自の施策なども考えてみてはいかがかと思えます。

以上、ご答弁お願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、ファミリーサポート事業につきまして、再質問をいただいております。

これは今年度事業実施いたしたところでございます。現在、まだ講習を受けておられる方もこういう状況でございますし、今、始まったばかりでございます。せっかくの事業でございますので、先ほどの答弁でも申しましたように、この拡充に努力をしていきたいと思っております。こういったなかで当然、課題がそれぞれ指摘をされてくると思っております。こういったことについてもそれぞれの会員さんのご意見をお聞きしながら、対応をより良きものになるように、改善についても努力をしていきたいとこのように思っております。

次に、保育につきまして、当然、ご指摘いただきましたように充実をしていきたいということも当然考えております。こういったなかでどのようなことが可能であるか、保育の充実のためにどのようなニーズがあるのか、また、そういったことにどのような職員体制も含めて対応できるのか、こういったことも、今、それぞれのお声をお聞きしながら、現場とも調整をさせていただきながら、この充実についても、今、検討を続けておるところでございます。

次に、自立支援法、障害者自立支援法につきましても、様々なご意見をいただいております。また課題も大変たくさんあるのも十分承知しております。また、こういったなかで先ほど答弁申し上げましたように、相談窓口を拡充していくこと、またそのほかのそれぞれのご意見やご要望に対応できるような体制の充実にも努めていきたいと思っておりますし、市内にございます施設、また作業所等との連携というのは常に図っておるわけでございます。こういったなかで、それぞれの問題・課題に対する解決にも私ども全力を上げて取り組んでいく所存でございますので、どうぞご指導や、また、ご協力を賜りますようお願いし、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 牧野教育長。

教育長。

○教育長（牧野 修君） 中学校給食の可能性に関わってお答えを申し上げます。

学校経営上、あるいは学力の育成、生徒指導、あるいは財政等、この間、答弁をさせていただいたなかで、大変厳しい状況というのは述べさせてもらってきたところでございます。公平性というような状況で考えましたら、3校一斉にというような状況ですが、やはり可能性を探るといような状況から見て、できるところからというような状況も踏まえて、考えていくといような状況で、この検討課題として捉まえているような状況でございます。その点を踏まえて、十分検討をしてみたいとこのように思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 仲議員。

○議員（1番 仲 綱枝君） ありがとうございます。

最後ですが、障害者の問題なんです、私も経験上、障害者に対して長いこと関わってきたなかで、今回の法律のもとで非常にサービスを受ける場合に、具体的に何をどう受けられるかっていうのが、まだまだ障害者皆さん、認知できてないような場合、本当

に個人であったり、その家族が対応するのに非常に困っている、どういうふうにしたらいいんだろうみたいな声をよく聞かせていただいております。介護の現場ではケアマネという専門職が付かれておりますので、早急にこういった、特に相談しにくい方などに対して手厚いケアをしていただけたらなと思います。先ほどご答弁がなかったなと思うので、直接担当部署にお尋ねしますが、福祉職場全体の実態を把握してきているかどうかを再度ご答弁お願いしたいと思います。

前後して申し訳ないんですけども、先ほどの子育て支援施策としてのファミリーサポート事業、本当に今年度始めたばかりの事業でまだまだ住民の皆さんに周知徹底していない部分であったり、また、この事業の良さみたいなものも、まだ見えてこなかったりしておりますので、事業を進めるなかで、常に担当課と子育て支援課と、あとまた直接事業を行なっております社協との連携が非常に大事になっていくと思います。その辺で具体的にどういった中身でやっていくか、これもまた担当課の方で具体的な案があれば、ご答弁願いたいと思います。

最後に中学校給食、本当にしつこいほど私、言わせていただいておりますけれども、これだけ法律のもとで食育の大切さ、また学校給食を見直そうとしている時期に、全国では7割ほどが完全給食を中学校の中で実施しているというような統計があるかと思いますが、先ほど教育長より少し以前よりも前向きなのかなという思いがありますが、何としても子どもたちの体を作るとか、先ほど言わせていただきました教育の観点でも、空腹の下で私は確かな学力というのはつかないのではないかと思う次第です。そういった意味では中学校給食の完全実施に向けて、ぜひ前向きに、また来年度の予算編成の中でも具体的な検討にあたっていただきますことをお願いいたしまして、3度目の質問を終わらせていただきます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 永塚福祉部長。

○福祉部長（永塚 則昭君） 施設の関係、本当に今、厳しい状況にあるというのはおっしゃっていただいたとおりでございます。運営に際しましては、国からも激変緩和措置がもちろん5年間とられておるわけですけども、小規模施設についてはそれはございませんので、南丹市の方で独自施策として、これまでの90%程度は支援をしていこうということで、市独自でも取り組みを進めております。少しでも運営が、状況が緩和されますように市としても取り組んでいるところでございます。

それと職員の件でございますけども、実際、個別の施設について、どういう状況であるかというのは、そこまではちょっと調査・把握はできておりませんが、全体のアンケート等をとっておりますので、そういう具体的な内容については、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ファミリーサポートの件ですが、仲議員さんにもご協力をいただいておりますけども、実際、ご質問にもございましたように、まだまだ、これからの事業ということで啓発もそうですし、取組みも皆様方にもっとご協力をいただかないといけない

というふうに考えております。社協との関係で委託をしているわけでございますけれども、1カ月に1回程度は調整会議をもちろん行っておりますし、何かありましたら事務局で連絡を取り合いながら、十分連携をとりながら、今、進めております。今後より充実できるように、また、ご協力をお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

以上で、仲絹枝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午前11時45分といたします。

よろしく申し上げます。

午前11時33分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に5番、川勝眞一議員の発言を許します。

川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 皆さん、ご苦労様です。

議席番号5番、丹政クラブ所属川勝眞一です。それでは議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言発言をお許し願います。最近の経済は世界的な金融危機と景気後退の影響を受け、業績悪化と先行き不安が各企業の投資意欲を急速に冷え込ませている。そうしたなか麻生政権が発足して二カ月が過ぎた。政局より政策をうたい文句に衆院解散を回避してきたが、国民の信頼は低下する一方で、追加経済対策発表の際、2次補正案の提出期限は未定と提出の先送りを行い、出席会議の中では飲んで食べて、何もしなくて病気になった人の医療費を何で私が払うのかとか、医師は社会的常識がかなり欠落している人が多いという発言を行われております。私は、麻生首相自身が、社会的常識が欠落しているんだと思います。そんな発言よりも、景気対策が今、必要だと私は思います。景気後退であなたにはもう必要ない。職場で、こう告げられる人たちが増えている。製造業では数百人から千人規模の人減らしが相次ぎ、来春までには派遣社員や期間工員といった非正社員が3万人以上が失業する。また来春、就職予定の大学生が企業から内定を取り消される状態が相次いでいる。そうしたあおりを受けて、市内の中小企業は厳しい経営状態にあると思う。緊急に中小企業を対象に緊急支援対策を実施していただきたい。一言、平成21年度当初予算編成に際し、健全財政に努めていただき、メリハリの利いた予算編成の実施をお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

消防・防災行政無線について伺います。

先月16日の市民・行政・消防団、京都中部広域消防をはじめ各種団体の協力により、

南丹市総合防災訓練が行われ、年末には消防団が寒いなか、市民の生命と財産を守り、安心・安全な生活ができるように年末防災運動を毎年実施されております。そのことに対し感謝いたします。また京都中部広域消防の範囲は2市1町、面積が1,144km²で住民が安心できる生活の確保に努力いただいております。そこで、5点についてお伺いいたします。

1、京都中部広域消防との連携での中、災害時の情報体制（システムの流れ）について。2、京都中部広域消防と消防団の消化活動時での活動範囲と内容について。3、消防団が消火活動時の服装の規定（義務付け）はあるのか。4、今後の団員数と消防予算の方向性は。5、支所での夜間（当直）はシルバー人材センターにお世話になっているが、火災の連絡があった場合のマニュアル化の指導体制についてお伺いします。

次に、環境施策及び課題について伺います。

今、環境にやさしいとされるバイオマス利用が注目されているなか、早くから八木町では八木バイオエコロジーセンター、家畜ふん尿等再利用施設が稼働しています。合併後は南丹市が事業主体として、管理者は財団法人八木町農業公社が行われています。このような施設、京都府農林水産家畜課に申請をしている法人・JA・個人合わせて市内では4カ所、京都府南丹広域振興局内では12カ所あります。その家畜のふん尿が堆肥として利用されています。八木バイオエコロジーセンターの場合は利用者が割合を決め、処理を行う方法を取っておられますが、8月頃になると、大きな施設は堆肥処理で放置をしている場合がある。このような場合に行政は指導体制をどのように考えておられるか。バイオ事業が多く市の町村で行われているなか、20年度に南丹市としてバイオマス構想が提案され事業化して推進するなか、5点について伺います。

1、バイオマスタウン構想の方針・計画・問題点について。2、木質バイオマス利活用でペレット等のリサイクル化について。3、家畜ふん尿等再利用施設の資源利用問題、処理方法と方向性は。4、バイオ施設へのJAや酪農生産組合などの支援は。5、国、府よりの補助金、支援関連についてお伺いします。

最後に暮らしの安全・安心についてお伺いいたします。

南丹市総合振興計画を推進する中、4つの基本計画と3年の実施計画で毎年の見直しを行い、行財政改革推進の視点に立ち執行するとありますが、市政全般に関する窓口サービスの向上や心配ごと相談の行政事業の問題点と計画など、3点についてお伺いいたします。

1、養護学校の校区内で各地域、北部、南部で受け入れ施設の充実を行い、乱立しないように相談ごとも含めての考えは。2、障害者により個々の状態に違いがあるため、医療の問題、雇用の問題、生活の問題、どこの相談所に行けば良いか明確にし、マップ化の考えは。3、南丹市社会福祉協議会が行っている心配ごと相談の拡大や相談内容の部門ごとに分ける計画は。また忙しくて相談に来れない人に対して、夜間や出張を行う計画は。また現状行われている相談件数や相談日程についてお伺いします。

以上で、第1回目の質問を終わります。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは川勝眞一議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防防災につきましてのご質問をいただきました。

まずもって、先般、総合防災訓練、11月16日に実施させていただきましたところ、多くの市民の皆様方、また消防団の皆様方をはじめご関係の団体等もご参加いただきまして、大変ありがたく存じております。こういったなかで、安心・安全なまちづくりをさらに進めるため、今、この訓練の結果などにつきましても検証をいたしておるところでございます。今後とも安心・安全なまちづくりのために、私ども市役所といたしましても全力を尽くしてまいる所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。また、消防団の皆様方、また常備消防でございます京都中部広域消防組合の皆さん、それぞれ日々安心・安全の確保のためにご尽力を賜っておりますことに、敬意と感謝の意を表する次第でございます。

ご質問の中にごございました中部広域消防組合、そして消防団との連携につきましてのご質問でございますが、この常備消防と消防団の間には、まず京都中部広域消防連絡協議会を設置いたしております。こういったなかで定期的な情報交換や研修を行っておるところでございますし、また毎月実施しております南丹市消防団本部役員会議には、中部広域消防組合からも幹部の皆さん方が常時ご出席をいただき、連携を強化し、活動現場での円滑な推進に努めておるところでございます。こういったなかで、システム的な流れといたしましては火災時におきまして、119番通報がありましたら全てこの中部広域消防組合の司令室が受信し、現場と状況を確認したうえで、この南丹市内の案件でございましたら南丹市消防団長と該当地域の支団長及び市役所の本庁、該当支所、地域総務課に直接連絡が入るシステムになっております。夜間、休日の場合には、宿直に連絡が入り、消防団幹部・消防主任を通じて、各地域の連絡体制表によって伝達のシステムが構築されておりますので、それぞれの支団におきましては支団での取り組みによりまして、基本的に分団長から部長、班長を通じて各団員へ伝達させるという状況になっております。

ご質問、ちょっと前後いたしますけれども、そういったことで夜間での当直、シルバーの方にお世話になっておるわけでございますけれども、当直していただく方につきましても周り周りによりまして、このことの指導を、徹底をいたしておるところでございます。こういったなかで、消火活動現場における消防組合、常備消防と消防団の対応でございますけれども、当然できるだけ早く現場に到着をし、常備消防と、また消防団の幹部の方々と協議を行うことによって役割分担し、早期の消火に努めていただいておりますのが現状でございますし。また大変危険な専門性を有する現場、状況が生じた場合には、やはり専門性を有された消防職員の皆様方が率先して、その部分を担っていただいております。

るというのが現状でございます。こういったなかで常日頃より連携を強めながら、常備消防、また消防団の皆さん方との連携のもとで、よりよき体制の構築に努力をしていただいておりますのが現状でございます。

また、消防団の皆さん方が消火活動時の服装でございますが、それぞれ緊急な出動でございます。ご自宅から行っていただく以外のことも多々あるわけでございますし、この諸事項につきましては消防団規則によりまして、組織体制、また出動の際の諸事項が定められておりますけれども、火災出動時の服装につきましては活動服にヘルメット、長靴というのが基本になっております。ただ、この着用が先ほどの申しましたような状況で間に合わない場合は、ヘルメット着用だけは基本といたしておるところでございます。こういったなかにおきまして、消防自動車に予備のヘルメットも搭載いたしております。ただ、緊急の場合でございます。それぞれの服装、状況があるわけでございますが、これは指揮者、また指導者の皆さん方の確認をいただくなかで、適切な対応をしておるのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、消防団の団員数の問題でございますけれども、現在1,700人定員でございますけれども、現状におきましては、団員数1,571人というのが本年4月現在の団員数でございます。大変今消防団員の確保というのは、それぞれの地域においてもご苦労いただいておりますのが現状でございますし、また、特に少子高齢化と申しますか、団員の高齢化も問題になっております。ただ、若年層の入団促進を図るとというのがいいことなんでございますけれども、いやいやそんなこと言うてもうても、私の地域には該当者がいないというような現状も聞かされておるのも現状でございます。こういった厳しい状況の中で、やはり若い皆様方にご理解をいただくのも一方、また、自治会、組織の皆様方や、また企業への消防団活動へのご理解やご協力も求めていく取り組みをいたしておりますが、今後ともそれを強化しなければならないと思っております。

また、先ほど申しましたように定員割れという現状もあります。こういったなかで消防団の組織全体につきましても、団員数の問題も含めて検討をしなければならない状況にあるのではないかとというふうに認識をいたしております。こういったことも含めまして消防団の皆さん方、また中部消防組合とも連携を取りながら、よりよき体制の確立のために今後とも努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

何はともあれ常備消防、また消防団とも連携の中で、よりよき体制が確立されるよう私どもも努力を続けてまいり所存でございますので、ご理解やご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、環境施策につきましてのご質問でございます。

南丹市バイオマスタウン構想、これはご承知のとおり八木町におけるバイオマスタウン構想をさらに発展させ、市域全域におきましてバイオマスの継続利用とともに、未活用バイオマスの活用をするという構想を立てるなかで、この具現化に努力をいたしております。今後の方向性といたしましては食品工場の残渣、生ごみ、また

下水汚泥等を使ったメタン発酵施設。また、林地残材や製材工場での残材、もみ殻等を使いまして木質ガス化、またペレット化、バイオ燃料施設等の方向性もあるわけがございます。とりわけメタン発酵施設につきましては現在、八木のバイオエコロジーセンターから発生する消化液の農地還元を進めるなかで、液肥としての活用を、努力をいただいております。こういったなかで、この課題につきましては八木町農業公社の皆様方をはじめ関係団体の皆様方とも連携を取りながら、その液肥の利用拡大のために努力をいただいておりますし、私どももバイオタウン構想の具現化につきまして、これが大きなひとつの目標であります。この液肥の有効利用のためにも努力をしていきたい、このように考えております。

次に、林地残材、また製材工場での残材等の問題につきましては、山からの搬出経費がかかるという部分がございます、林地残材につきましてはなかなか課題があるわけがございますし、また、こういったなかでの製材工場残材によるペレット化につきまして、今、まず、この点につきまして先駆けて検討をいたしておる現状でございます。こういったなかで、そのほか食品工場の残渣等の有効利用等につきましても、既存施設の連携、またランニングコスト等の問題もございますので、この辺につきましても十分検討して具現化に努力をしていきたいというふうに考えております。

家畜ふん尿等の再利用施設につきましては、現在、園部・八木・日吉、そして美山の弓立牧場のほかに、各畜産農家さんが設置して、堆肥を製造していただいております。あるわけもございますけれども、先ほどご質問にもございましたように一部の畜産農家さんにおいて、時期的には課題があるという現状もお聞きしております。こういった課題につきましても、十分に対応していかなければならないと思っておりますし、現在、肥料をはじめとする農業資機材の高騰ということもございます。また化学肥料を減らして有機農業の構築ということも、今、課題になつとるわけもございます。こういったなかで、私どもも南丹市バイオマスタウン構想、これの具現化に向けて、これからも関係の皆様方のご理解やご協力を賜るなかで具現化に努力をしていきたい。このように考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、このそれぞれの施策につきまして、また国の方でもバイオマス日本という構想の中で、様々な施策も実施をいただいておりますので、そういったものにつきましても、対応できるものは対応させていただくというふうななかで努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、暮らしの安心・安全につきましてのご質問でございます。

私ども、まず、この市政の推進の中で、窓口サービスっていうのは大変重要な要素であるというふうに考えております。こういったなかで本庁・支所、常に連携を密にする中で、市役所の窓口につきましては市民の皆さん方に利用しやすい、また親切な窓口サービスを徹底するために、職員としての接客マニュアルも作成いたしましたし、職員の意識の向上も図っております。

たしておるところでございますが、まずは市役所で、その市民の皆様方に十分な対応のできるような努力をこれからも続けていきたいというふうに考えております。

とりわけ福祉関係につきましては、平成20年度から福祉部門に生活福祉全般に関する相談窓口を設置し、3名の専門相談員を配置して市民の皆さん方の相談にも対応いたしておるところでございます。3名のうちの1人は障害担当の相談員というふうな位置づけをいたしておるところでございます。こういったなかで来年度の取り組みといたしましては、南丹市の発達支援センターを設置することといたしておりますので、障害のある方の相談事業、また療育事業等の実施を計画しております。この点につきましても、それぞれの相談窓口、また担当課、担当機関との連携強化を図りながら、相談機能の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、社会福祉協議会に委託実施していただいております心配事相談につきましてはのご質問でございますが、支所ごとに月1回の定例相談、また年間3回の弁護士による法律相談を実施しております、19年度におきましては定例相談が51件、法律相談が36件の相談がございました。この相談員には人権擁護委員さん、また民生児童委員さん、身体障害者相談員さん、行政相談員さん、また調停委員さんなど、それぞれ学識のある方をお願いをいたしておるところでございます。こういったなかで、先ほどご質問にございましたように、夜間また出張等の対応について検討はどうなんかなということでございますけれども、こういった課題も含めまして、今後、相談に来ていただきやすい対応、また様々なご相談がございました。まさに内容も高度化・複雑化しておるのも現状でございますし、こういったなかに対応できるような体制を、十分に対応を、相談体制の充実につきましても検討、実施していかなければならないというふうに思っております。こういったなかで、それぞれ市民の皆様方のニーズを十分に踏まえ、この相談体制や窓口のサービスの向上のためにも努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。先ほどのご質問の中で、相談の窓口のマップ化とかということもございましたが、私は市役所本庁、支所が、やはりコントロールタワーと言いますか、それぞれおいでいただいたり、また、お電話いただいた時に関係機関、また専門機関との連携を図られるというふうな部分での連携体制の充実を図ることによって、窓口は本庁、支所、市役所に来ていただけましたら、また、お電話いただきましたら、そういうふうな対応ができるという体制の確立に努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞご指導や、また、ご意見を賜りますようお願いを申し上げ答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 答弁ありがとうございます。第2質問を行わさせていただきます。

消防関係で先ほどの関係ですが、今回、八木で火災が起きたわけですが、そのなかで

市民の方から八木のサイレンが鳴るのがかなり遅かったんじゃないかというふうな内容をお聞きしまして、私なりに調べた内容では、市役所からの報告とちょっと時間が異なるという内容でございました。やはり、消防のその消火活動、時間が一番大切でございます。そうした問題を今後、やはり中部広域消防さんとも連携を密にとっていただき、進めていただきたいと思います。

それと、同じ消防団員の消火活動での先ほど話がございました服装の件でございます。これ団員から聞いたわけですが、私らのときはヘルメット、そしてハッピー。足元は長靴若しくはきちっとした形という形で緊急時に初期消火にあたったわけですが、団員いわく一度家に帰って、作業服に着替えなければ消火活動はしてはいけないという形を聞いているということで、即サイレンが鳴ってもポンプ小屋に集まらずに、一旦家に帰るという状況をこの前聞いて、私も初期消火大変なのはどういうふうな状況なんだということで、びっくりした状況でございます。その辺りが団員自体の勘違いかも分かりませんが、一度その辺りを確認していただきたいと思います。

それと9月の定例議会でも同僚議員から、先ほど市長がおっしゃいましたヘルメットは絶対必要と。これは私もヘルメットは絶対必要なものと思います。そうしたなかに、やはりヘルメット自体はやはり保証、5年という確か保証があったり、もしくはそれをヘルメットを一度下に落としたりした場合は、それが有効に働かないということを知っております。そうした関係で、予算の関係が大変な時期ですが、やはり命を守るヘルメットはやはり確認していただき、交換、その他していただきたいと思います。

それとバイオマスとの関係で先ほど出てました液肥との関係ですね。やはり、今、八木のバイオエコロジーセンターでは、やはり液肥の活用が一番、やはり必要だという形で関係者にも聞いております。そうしたなか、検討委員会ができたと聞いております。そうした形を今後どのようにされていくのか。

それと、あと木質バイオで日吉ダムの流木、そしてまた、間伐材のペレット化を行い、スプリング日吉の温泉で使用したり、もしくは南丹市ハウス栽培等が多くされておられます。そうしたなかで利用できないかという検討もしていただきたいと思います。

それと、あとバイオエコロジーセンターで、今まで先ほどおっしゃいました食品廃棄物、今現在、おから、そして廃乳、そして汚泥という形で使用されているんですけども、18年、19年、そして20年度の前半、堆肥をしていきましたら、おから、廃乳が減っております。そうした形を企業の方にもう一度呼びかけていただいて、増やしていただくような内容で進めていただけたらありがたいと思います。

それと、南丹市内には今4カ所、私、4カ所と言いました、そういう内容の堆肥センター。そしてまた個人でもされております。それが連携して、どこでもやはり使用できると、有意義に活用できるような体制を今後、考えていただきたいと思います。2回目の質問を終わらしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、消防の問題につきまして再質問いただきました。

先般の火災におけるサイレンが遅かったんじゃないかというふうなご指摘等ございましたけれども、私どもは今現状におきましては、そのようなことはあったとは聞いておりません。認識しておりません。しかしながら、先ほどご質問にもございまして、初期消火っていうのは、大変重要な消防活動におきましては重要なことでございますので、この徹底も図っていかねばならないと思っております。

また、服装の点につきまして、先ほど申しましたようなマニュアルと言いますか、これによりまして実施をしておるんですが、団員の方からそういうふうなお声があったということでございますし、また、ご質問の中にもそういうようなことを申しいただきましたので、その辺りを消防団の皆さんとも確認をして、徹底をできるように努力をしたいというふうに思っております。また作業服、ヘルメット等の物につきましても、耐用年数等の問題もあるわけでございますけれども、やはり十分な管理のもとで、また損傷があってははいけませんので、この辺の確認につきましても努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、バイオマスの関係につきまして、この液肥、これはもう長年にわたる液肥の研究を専門家の方にもお世話になって、続けていただいております。こういったなかで、この安全性や有効性も確認をほぼできたというふうなこともお聞きしております。ぜひともこの液肥の利用を促進していくということが、私は重要な八木の、これまでのあゆみから考えても有効なことであり、必要であるというふうに考えております。この検討委員会でもそれぞれご努力いただくなかで、来年1月にセミナーと言いますか、講演会の実施も計画をいただいておりますのでございまして、こういったなかで、まずは八木町内における液肥の活用。そしてまた市内、そして周辺地域にも活用が広げられるといった方向性を持って、私どもも努力をしていきたいと思っておりますし、また、おからの搬入の問題もございましたが、そういったそれぞれの運用につきましても、関係企業の皆様方にもご理解やご協力を賜りますように努力をしていきたいというふうに考えております。

また木質ペレット化の問題ですが、私ども市も入っております南丹船井地区の林業振興協議会等におきましても、この課題に対応しております。この秋に実施いたしました、この木材展におきましても、このペレットのペレッツアイラーっていう機械を展示いたしまして、その実証も皆様に見ていただいたという経過がございます。ただ、先ほど申しましたなかで京都府の方もご努力をいただいておりますけれども、なかなかコストの面の課題もございます。こういったなかで次に申されました堆肥の、どの施設でも活用できるようにできないかということでございますが、これも利用状況それぞれの施設によって違うわけでございますので、この辺の連携も検討の課題であると

いうふうに考えております。とりわけ、この部分につきましては利用状況もそれぞれ異なるわけでございますが、まずはこのバイオマスタウン構想の具現化、こういったなかでのそれぞれの畜産農家さんをはじめとする関係の皆様方のご理解やご協力を得るなかで、この具現化に努力をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解やご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） ありがとうございます。

3回目の質問をさせていただきます。これは答弁は結構でございます。

今、利用者の方にJAの方が餌を売っておられるわけですが、餌だけ売って利益を上げるだけじゃなくって、もっと堆肥の処理に協力を一緒にしていただくという形。今、バイオのその堆肥の申し込み、JAの方でもされておられます。それをよりもっと促進して、液肥の関係も今回されるわけですが、そういう形で協力していただいたらありがたいと思います。そのなかで経営の厳しいなか、畜産農家の廃たいがないように、地場産業を推進するよう、市内にはミルク工場が2ヵ所もあり、行政、JAなどが支援を行っていただき、バイオマスの推進をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、川勝眞一議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時45分といたします。

よろしく申し上げます。

午後0時26分休憩

.....

午後1時44分再開

○議長（吉田 繁治君） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に18番、面村則夫議員の発言を許します。

面村議員。

○議員（18番 面村 則夫君） 議席番号18番、面村則夫でございます。

先に通告をいたしております内容によりまして、佐々木市長と牧野教育長にご質問をさせていただきます。いつも申し上げておりますように、基本的には私は第2、第3質問はしない方針でございます。また、本会議場での政策論争は唯一の政策を論じる場でございます。理事者におかれましては明確なご答弁をいただきますことを、前段お願いを申し上げます。

第1点は、平成21年度の予算編成方針と重点施策についてお伺いをいたします。

ご案内のとおり、21年度は佐々木市長4回目の予算で総仕上げの年となります。振り返りますと、18年の合併年6月議会で、誇りと絆を大切にみんなで創る新しい南丹市の実現を目指すとして初心を表明されたところでございます。翌平成19年度の予算につ

きましては、合併効果で市民の満足度を高める予算。さらに21年度は将来を担うこどもたちに負担を残さないとして、今日までの予算積上方式から枠配分方式に変更されまして、選択と集中を基本として南丹市総合振興計画の将来像を実現する施策。行財政改革を反映する施策。市民や地域ニーズにきめ細かく柔軟に対応した施策。この三つの方針を掲げられまして一般会計218億円、特別企業会計を合わせまして345、3456。345億3,456万円で平成20年度は出発をしたところでございます。平成20年度におきましても、はや8ヵ月が経過をいたしたところでございますが、いよいよ新しい年度に向けた予算編成に取り組み始める時期になったところでございます。

そこでまず第1点、本年度新たに取り入れられました枠配分方式の効果と問題点をどう分析され、21年度の予算編成にどう活かされ編成されるのかお伺いをいたします。

私も常々議論をいたしておりますように、本市の財政基盤は大変厳しいことは十分承知をいたしておりますが、財源がないなかでも社会資本の整備や市民生活の向上、安心・安全なまちづくりなど、市民から付託にされたことを答えなくてはならないと考えておるところでございます。そうしたことから、佐々木市長におかれましては本年7月には総合政策課という課を立ち上げられまして、本市の現状の分析や、また合併後の総括、合併時の新市計画、また合併後の総合振興計画をはじめとする行財政改革大綱等々の各計画をいかに整合性を持ち具現化することを検討されていると思っておりますが、そこで2点目といたしまして、合併後3年間の総括と合併してこんなことが良かった。合併してこんなことが良くなった。こんな効果があった。また、こんな問題点があったということ明らかにした上で、平成21年度の施策を行うべきと考えますが、市長の所見と具体的な重点施策についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、平成21年度から子育て支援制度が大幅に変わります。これは先の9月定例議会ですこやか手当、子育て祝い金、入学祝い金などの制度改正が議決され、21年度から改正がされることになったところでございます。私ども会派といたしましても将来を担うこどもたちの育成、若者が定住できる環境づくり、安心して子育てができるまちづくりを目指して、現実に即した経済的支援策の提言をいたしてきたところでございます。具体的には保育料の軽減、幼稚園保育料の軽減、通園バスの援助、自転車通学の援助、制服購入補助などを合わせまして在宅子育て支援、一時預かり保育、幼児保育、延長保育の充実、企業への育児支援要請など提言をいたしたところでございます。この少子化対策によります子育て支援というのは、単に福祉部の子育て支援課だけの課題ではなく、全市あげて、全セクションあげて取り組むべき課題と考えておるところでございます。全国的にもいろいろ報道されておりますが、少子化対策に積極的に取り組まれております自治体も、経済的支援があれば、2人目、3人目を産み育てたいというアンケート結果も出ておるようでございます。また、もう一面、本市の状況を少し見てみますと、合併時3万6,402人の人口で出発をいたしました。11月1日現在の人口は3万5,275人。1,100人からの方が減少をいたしております。す

でに3年近くになりますが、これを見てもみますと、大体月に32.2人減少をいたしております。1日1人から人口が減少しておる、こうした本市の少子高齢化が進んでいる状況は、本当に憂慮すべき状態にあると考えておるところでございます。21年度の少子化対策として基本的な市長のお考えと、子育て支援の具体的施策についてお伺いをいたします。

次に、教育行政について教育長にお伺いをいたします。

まず、大事業でございました殿田小学校の各施設の全面改修につきましては、3ヵ年計画で取り組まれておりました、ほぼ順調よく進められておりますことに、今日までのご努力に敬意を表したいと思います。教育行政の個別事業については、後ほど同僚議員から質問があると思いますので、私の方からは教育行政全般、文教施設の整備、学校規模の適正化、通学バス、学校給食、学習指導、特別支援教育、人権教育、社会教育、文化財保護、社会体育、これらの多くの課題が教育行政にはあるわけでございますが、21年度の重点施策についてお伺いをいたします。

2点目は先に申し上げました、教育行政の中での子育て支援の施策でございます。

今日までの一定の援助制度に取り組まれておるところでございますが、具体的に21年度からは、先ほど申しました小学生に対する祝い金が3万円、中学生が4万円に改正されたところでございますが、私も調査をいたしますと、平成20年度中学生の入学生は289人であったようでございます。それらの入学生に対する制服の購入については一人2万円から3万円の費用がかかるようであり、さらにスポーツウェアなり、いろんな運動靴等々入れますと、10万程度入学時にかかるようでございます。また、通学の関係についても先ほど言いました自転車通学でございますが、20年度入学生が126人であったようでございますが、これも自転車1台2、3万かかるようでございます。また通学バスも月に1,300円の保護者負担もあるようでございまして、こうした保護者負担の軽減をして、子育てしやすい経済的支援をすべきと考えますが、教育長の所見をお伺いをいたします。

次に、児童生徒の不登校についてお伺いをいたします。

2007年度の文科省の学校基本調査速報で見ますと、小・中学生で12万9,000人が不登校のような数値が出ておりましたが、そのうち、特に中学生が80%を占めまして、34人に一人が不登校のような報道もされておるところでございます。理由につきましては病気とか経済的理由とか、また人間関係がうまくいかない、また保護者の教育に対する意識の問題などなどあるようでございますが、南丹市の小・中学生の不登校の状況と分析、また、その対応についてお伺いをいたします。

さらに不登校とも若干関連がすることでございますが、いじめの問題でございます。これも2006年の京都府の公立学校のいじめの認知件数は803人。前年の5.2倍と大変増加をしておるといような状況もあるようでございます。また小学生は54件が409件に増えたと。中学生70件、その内容は俗に言います、からかいなり、悪口、

それからおどし文句、こういうものがいじめの要因になっておるといようなこともあるようでございます。さらに最近ではインターネットや携帯電話のメールによるいじめも増加しているようでございますが、南丹市のいじめの今日の状況、また認知件数等々、その分析対応についてお伺いし、第1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは面村議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中でいただきました21年度予算編成方針。合併後、まる3年が経過しようといたしておるわけでございます。こういったなかでご質問の中でも、それぞれ平成18年度から予算編成に向けて、私どもが示しました編成方針につきましても、ご質問のなかでお述べいただいたわけでございます。こういったなかで20年度、枠配分方式によりまして、選択と集中を基本に進めてきたという今年度の予算編成の中で、まだ、今、執行をいたしておるわけでございます。様々な厳しい状況の中で合併をし、南丹市として誕生し、3年が経過しようといっております。そういったなかで、今、21年度予算編成をするに当たりまして、私ども21年度の予算編成方針として、まず、その基本方針として南丹市の行政経営という視点に立った自治体経営を考えていかなければならないと。こういうなかで21年度南丹市行政経営方針というものを策定いたしまして、これを予算編成の基本方針といたしておるわけでございます。

こういったなかで、ご質問にございました今年度枠配分方式を選択してどうであったのかという効果、問題点等につきましてご質問がございました。

この今日まで合併以来、それぞれの事務事業等につきまして、当然、限られた財政の中で事業効果、効率的であるか、そういった観点からも予算編成に臨んでいかなければならないというなかで、この枠配分方式を採用したわけでございますけれども、よりきめ細やかな事務事業における精査ができたのではないかと。また、それぞれの事業につきましての評価についても市役所内部における評価、またそれぞれのご意見を賜る中での事業評価をする上で予算編成に当たったのではないかとというふうに考えておるところでございます。まだまだ、この年度途中でございますので具体的に取りまとめまではいたしてはおりませんが、私はこういう方向性がひとつ整ったのではないかとというふうに考えております。こういったなかで21年度におきましても、この予算編成につきましても枠配分。ただ、21年度につきましても、やはり総合振興計画の着実な推進ということを基本的な観点に立っております。この施策別に枠配分を行うなかで予算編成を行ってまいる。このように考えておるところでございます。

こういったなかでこの3年間、こんなことが合併して良かった、どうであったかというご質問がございました。

大変様々な厳しい状況の中で、市政の推進を市民の皆様方、また議会の議員各位のご理解やご協力を得るなかで進めてきたわけでございます。困難な道のりではございます

けれども、この3年間の中で新市計画を作成されるなかで、やはり旧町、それぞれが継続されてきた事業。これの推進にまず努力をいたしていき、それぞれの事業につきましても、ある程度の成果が表れてきたんじゃないか。また、終結してくるものもご置きます。こういったなかでの継続事業への取り組みができたんじゃないかということもまず1点思い浮かべるわけでございます。また、こういったなかで、それぞれ議会での一般質問、また先般の市政懇談会でのご意見、市民アンケート調査、また、行政内部からもそれぞれの意見も聞いております。多くの貴重なご意見を賜っておるわけでございますし、こういったことを、また21年度の予算に反映する重点施策としても取り組んでいくという形の中で、今年度21年度の予算編成方針を定めてまいったところでございます。

この3年間の評価につきましては、それぞれの立場で評価いただけるものというふうに考えておりますが、将来を見越しての安定した財政運営を図るなかで、一方では旧町から引き継ぎましたそれぞれの事業、これの完結に向けての努力。そして、もう一方では新市としての総合振興計画に根ざしたまちづくりを着実に進めていく。こういうことを今日までも心掛けてきたところでございます。21年度の重点施策といたしましても、やはり今、先ほど申しましたご意見を賜るなかで、基本的に地域が元気づく施策を進めていく必要があると、このような観点から、地域や人々が元気づくまちづくり。また、もう一方で安心して暮らせるまちづくり。市民協働の考えの中で、市民の皆様方とともに考え行動するまちづくりの確立。安定した財政運営によるまちづくり。そして質問にもございます子育ての環境を整えるまちづくり。この5つの柱を重点施策として取り組んでまいる所存でございます。

こういったなかで、子育ての環境を整えるまちづくり。この点につきましては、子育て支援条例の実行化に向けた取り組みを行っていかねばならないと考えております。先ほどご質問の中にご置きましたように、様々なご提言も賜っております。この子育ての環境を整えるまちづくりの中身といたしまして、支援体制の強化、また教育環境の整備、そして、育ちと学びの体制の早期からの整備など総合的な施策の推進に取り組んでまいる方針でございます。こういった中で、具体的に検討を進めております内容といたしましては、地域すこやかセンターの拡充や、病気を持っている子どもたち、また、病後のサポート事業の実施。また就労を支援する保育所の受け入れ態勢の充実など、取り組んでおる内容について検討を進めておりますし、またもう一方、保育所、保育料等の問題につきましても軽減する方向での検討を進めております。また妊婦健診の公費負担の拡大や不妊治療給付事業の充実など、育児支援事業の充実にも取り組んでまいる所存でございます。

また、今、幼保一元化の問題。今日までも検討を続けてきたわけでございますけれども、就学前教育の推進に向けて福祉部門、幼稚園部門それぞれの事務局も一元化を含めての検討をするなかで、予算編成を行ってまいりたいというふうに考えておるところで

ございます。何はともあれ重点施策の一つとして子育て支援条例というのを制定いただいたわけでございます。これの実行性を実りあるものになるために、この21年度予算編成に向けて、継続的で、また計画的な少子化対策の樹立に取り組んでまいり所存でございます。今、ちょうど編成の作業に取りかかっているところでございますので、今日までの経過とともに方向性をお答えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 次に、牧野教育長。

教育長。

○教育長（牧野 修君） 面村議員さんのご質問にお答えをいたします。

平成21年度の重点施策につきましては市の重点施策に基づき、間もなく示される京都府教育委員会の指導の重点と協調連携して定めるところですが、改訂された教育基本法の理念に基づいた新学習指導要領の趣旨である、確かな学力を生きる力を育む質の高い学力と心豊かでたくましい心身を育てる知・徳・体の調和のとれた教育の推進が重点的で、また中軸とするところでございます。

子育て支援につきましては、福祉等十分連携をとって進め、教育行政においては保護者に過重負担されることのないよう軽減策に配慮し、次の事業を継続して実施したく思っているところでございます。一つは福祉と連携した事業ではございますが、親子で学び合う2歳児の親子通園事業としてのすこやか学園の運営管理。二つ目には、幼稚園では保護者のニーズによる預かり保育の実施。そして、保護者の就労などで放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの運営管理。そして小・中学校においては、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費等の援助。また遠距離通学を必要とする児童生徒に対し、通学に要する費用の一部を補助する等、保護者負担を大きくしないよう支援をしているところでございます。ただいま、議員がご提言されました幼稚園の保育料の軽減、通学バス費の援助、そして自転車通学に対する援助、また制服購入の補助という状況でございますが、一部通学バスにつきましては小学校400円、中学校1,300円という過程の中で、一定軽減を図る状況で検討してきておりましたし、また自転車通学援助につきましては6キロ以上ということで自転車通学をしておる生徒、家庭につきましては一部援助をしてきたところでございます。中学校の制服等、入学時に要する経費は大きいものがあるわけでございますが、これらの状況につきましても、やはり財政状況という状況と考えまして、今後、十分検討していくという状況でご理解賜りたいとこのように思います。

次に、不登校に関わってでございますが、平成19年度の不登校児童生徒にかかる文部科学省の調査におきましては、平成19年度間において30日以上欠席した不登校児童生徒数は全国数値として児童生徒数のうち1.2%であり、平成18年度に比して未曾有の増減にあると公表されております。本市におきましてはこの文部科学省調査から見ますと、全国値と比して若干低く0.9%となっております。本年度に入りましてか

らは一部不登校傾向が解消された事例も出ておりますが、昨年度と同程度の数値になっております。ただし、本年度に入り小学校において、少し増加傾向が見られますので、予防的指導に努めておるところでございます。

本市における不登校児童生徒の不登校になった原因やきっかけについては個々様々でありますので、それぞれ児童生徒が在籍する在籍校においては個々の児童生徒に応じた対応を行っているところでございます。特に公教育における学力保障、進路保障という点からの対応重視、登校できる場所で、また夕刻等の登校できる時間帯での対応や家庭訪問等の工夫した対応により、厳しい現実にはありますが、鋭意努力をしておるところでございます。また、府の教育委員会より各中学校に1名、また南丹市内小学校1校に配置されておりますスクールカウンセラーによる、該当児童・生徒や保護者へのカウンセリングを通じた支援や指導援助を実施しております。なおまた、市内各校の生徒指導主任を中心に不登校児童生徒への対応方法や自他を尊重し、個々の子どもたちが学級集団の中で、生き生きした活動ができるよう、学級づくりについての実践交流等協議を行っているほか、早期の対応を行う手立てとして市内各校から市の教育委員会へ、不登校傾向の児童生徒も含めて、気になる状況について定期的に報告を受けることにしております。

なお、いじめに関わってでございますが、この4月から10月までにつきましてはいじめの報告事項はございません。ただ、11月にインターネット等、中傷的な書き込みがある事例が出ておりますので、そのことにつきまして指導をしており、ほぼ指導が一定の見通しを持つような状況で終わっているような状況であります。いじめにつきましては、どこでも起こりうるというような状況で、引き続き学校の指導体制を強化しながら個々の子どもたちに目配りができるような状況をしてまいりたいとこのように思っているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（18番 面村 則夫君） ありがとうございます。

いくつかの方向を持った予算編成に取り組まれておるようでございますので、最終的には3月に提案されます事業内容、予算書全般について注目をしたいと思いますが、1点、もう少し具体的に佐々木市長の思いと言いますか、これが予算に反映していただく方がいいのではないかという気持ちを早くから持っておったところでございます。先ほど少し言いましたように、大変50億を下回る市税全体の予算ということなり、また、実財源が30%程度であるというような大変厳しい財政状況は、よく理解をするわけでございますが、総仕上げの年という意味も含めて、これ市長自ら答弁しにくかったら副市長、また担当課長でも結構でございますが、一定の枠を市長に与えて、それでいろんなこれをやりたいという具体策をすることも、ひとつの案ではないかと思うところがございます。それらにつきまして市長以下、何かご答弁がございましたらお受けいたした

いのが1点と、2点目は事業評価制度を立ち上げるという計画になってございます。これも20年度中というような表現をされておりますが、事業というのはいろんな行政というのは継続性があるものばかりでございますので、早く立ち上げて早く点検をして、早く分析をして、早く方向を出すというのが基本であろうと思います。もう、今、12月でございます。1日も早く立ち上げられるべきではないかと思いますが、これについてのお考えをお聞かせいただくと、もう1点。

国の施策として地域活性化緊急安定実現総合対策交付金制度ができたようでございまして、この12月の一般会計補正予算におきましても、一定のこの交付金に基づく事業の補正予算が提案がなされております。これ字の書いてごとく緊急安心施策という国の本筋でございますので、これは来年度やれるかということは、まだ不確定なり、また、そこまで明確にされておられません、やはりこの地域間格差がある、こういう現在の日本の自治体の仕組みの中では、いろんな問題を抱える自治体にはこういうような交付金施策、今、自由民主党麻生総理がいろいろ交付金の問題で発言されておりますが、具体的事業でこのことが不足をするという自治体については、特定目的の交付金制度も必要でないかと思うところでございます。市長におかれましては全国市長会等々、いろんな団体があるわけでございますが、そこらで地域間格差をなくするような制度確立のご努力をお願いしたいと思います、市長のお考えをお聞かせをいただきます。

次に、教育長でございますが、まあいろんな実態を含めて、ご報告をいただきましてありがとうございました。

今、おっしゃいますようになかなかその原因は追求は難しい問題もございまして、また、いじめの問題もいろいろ把握がしにくい面もございまして。学校現場、または家庭との連携、そこらを今後、十分連携を取っていただいて、起きない、また起こったら、すぐさま対応するというような問題意識をもって、今後、対応していただきたいとご要請を申し上げておきます。ただ1点お伺いしますが、今現在、テレビ等でも論議されております大阪の橋本知事の言でございますが、学校には携帯電話はいらぬというようなテレビ放映もされております。南丹市としてこのこどもの携帯電話の学校持ち込みについて、どのような指導をされておるのかお伺いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 21年度予算編成、議員ご質問の中でもおっしゃっていただきましたような限られた財源でございます。こういったなかでございましてけれども、やはりめりめりのついた予算編成というのにも必要であります。こういったなかで、ただいま、申し上げましたような重点施策に基本において、今、総合振興計画の施策別に枠配分をし、予算編成を行っておるということでございまして。これは枠配分というのは先だつての論議の中でも申しましたが、決して部課長が責任を持ってということだけじゃなくて、私ども市長はじめ理事者の中の判断によって決定するわけでございます。こう

いったなかで、いわゆる政策枠と申しますか、こういった部分につきまして予算編成の上でそういった枠の確保ができれば、こういうようなことの中で具現化に向けて、21年度の重点施策のよりよき施策の推進のために活用するために、こういうふうな部分につきましても、今、検討を進めておる段階でございます。

また、2点目におきまして事業評価制度、ご指摘のとおりでございます。やはり内部的な精査をする。また外部的な評価をいただく。こういったなかでより分かりやすく、また説明ができる事業執行をしていかなければなりませんし、このことを予算に反映していく。このことがやっぱり重要な課題であるというふうに認識し、今日までも進めてまいりました。できることはできるだけ早い時期にこの制度を実施、定着させる努力をこれからも引き続き行っていかなければなりません。

また交付金の問題につきましては、今回の補正の中にも約3,000万円の盛り込みをいたしております。今、昨今の新聞紙上等々様々な情報を聞きますと、21年度に向けてもそれぞれの検討がなされておる。また景気対策等につきまして、また地方分権からみましているいろんな考え方、施策というのが報道されておりますし、私も情報としていろいろ聞いております。こういったなかで私は地方への権限委譲、これは仕事だけもらってもできないわけでございますし、お金も必要でございます。また、それぞれの地域、市町村にあった形での対応を考えなければなりません。こういったなかで議員ご指摘をいただきました、それぞれの地域、地方における課題、こういうことを解決するための要望と言いますか、施策の確保というのは当然、全国の市長会、京都府の市長会、またそれぞれの段階において、国へ、府にへと要望していく。また実現に向けての努力をしていく、このことが重要でないかというふうに考えております。これからもそういう方向を目指して努力をしてまいる所存でございますので、ご理解や、また、ご協力をお願いしたいというふうに存じております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 携帯電話にかかわるご質問にお答えをしたいと思います。

学校におきましては学習、あるいは学業にやはり集中するという状況が大事ということを前提にして、不要なものを持ち込まないという、その不要なものの中に携帯電話というような状況ですので、学校内へ持ち込むという状況については預かって、そして親の方にも連絡をとって、場合によって返すというような状況で、学校内についてはやはりその所持が分かった時点で一時的な預かりをするというような状況で、基本的には校内への携帯の持ち込みをしないということを原則にして、指導をしているところでございます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、面村則夫議員の質問は終わります。

次に、12番、藤井日出夫議員の発言を許します。

○議員（12番 藤井 日出夫君） 座席番号12番、活緑クラブに所属します藤井日出

夫です。ただいま、議長さんのお許しを得ましたので、通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

私事でございますけども、現在、歯の治療の最中でございます、言葉尻にちょっと困りますので、その点よろしくご了解願いたいと思います。

今回の質問は、特に地元の関心のあることでもある件でございますし、なおまた、私の所管する環境の問題についての2点に絞っての質問をさせていただきますので、私もできる限り一発回答で市長さんをお願いをする次第でございます。

その前にお許しをいただいて、この1年の思いを申し述べたいと思います。1年の経過は早いものでございます。もう平成20年も、あと数日で終わろうといたしております。この1年、国内外ともに大変な事件、事故、災害の多かった年ではなかったでしょうか。特に最近では株価の暴落ということで、全世界の金融情勢の不安定からみる100年に一度あるかというようなことまで飛び出したり、なおまた、誰でもよかったというようなことも出てきたり、大変な20年であったと思います。また新聞・テレビ報道では30年来の愛犬を失ったということで、元厚生事務次官の家族を巻き込んだ、あの悲惨な事件、また大都会での誰でもよかったという無差別殺人、いったい日本の国の人間の尊厳、人権というものはどうなっているのですか。何が原因になってこのようなことが起こるのでしょうか。真の究明が待たれるところだと、私は思っております。どうぞあとしばらくの20年、平穏な日を迎えて、新しい21年の希望に燃える経済の安定化の年を揃って迎えることを希望して、それでは質問に移らさせていただきます。

まず第1点目は、教育行政になるのでしょうか、五ヶ荘小学校の跡地利用のその後の経過についてでございます。

平成18年の10月の5日、本市と区の代表者によって覚書調印がなされました。その内容、5項目でございます。4項目においては、すべてその通りめでたく執行されておるわけでございますが、あとの1項目、五ヶ荘小学校は廃校し、今後の地域振興のための施設の利活用、跡地利用についての関係者で協議を行うという、こういう項目について、今なお、その内容が両者でもって整っていないということであります。市長さんにおかれましては当時の調印式の閉会のごあいさつの中で、五ヶ荘小学校の位置が四ツ谷区の中心にあるので、これからの地域活性化につながる検討委員会の意志を十分踏まえて対応していきたい、今後の跡地利用、建物の活用については、南丹市として誠意をもって対応する、このように閉会式のおりに述べておられます。また私も、平成19年の9月の定例会に、これは1ヵ月前になると思うんですが、調印式から、一般質問でこの場において、五ヶ荘小学校の130年に及ぶ歴史が、学びがなくなるという、非常に寂しい思いの中で、新しい歴史をつくる殿田小学校に統合される、こうした内容の中で、跡地利用こそ、この寂しさを、また区民の皆さん方の意志を十分踏まえた跡地利用こそが、今後の南丹市含めて過疎対策、いろんな面を含めて重要なことであるということで質問をさしていただいております。その時の答弁、教育長はこのように回答

をしていただいております。学校跡地問題につきましては、五ヶ荘小学校の地元である四ツ谷区、佐々江区、PTAの代表の方から組織される跡地利用検討委員会が発足したと伺っております。今後、地元要望に配慮しながら、市長部局、日吉支所一体となって連携し、地域活性化に結びつく跡地利用問題については話し合いを進めてまいります。立派な答弁をいただきました。また問題が問題でございますので、市長さんもその時に答弁をいただいております。何はともあれ五ヶ荘小学校跡地については、地元の皆さんのご意見を十分踏まえ、市当局といたしましても、教育長、教育委員会を連携を取りながら、検討を進める機会を早急につくり、対応を早期に決定したい、このように答弁をさせていただいて、私もその答弁を聞いて、本当に熱意ある答弁をいただいたと。この答弁なれば、私は高く評価しても意味のある答弁であると。おそらくこの答弁をそのまま行くのであれば、この通りになっておれば、私が今日ここで、この問題を取り上げて質問する必要はなかったのではないのでしょうかと、こういうことを申し上げるような事態になっているということについて、私はここで申し上げているのであります。そうしたことから、地元ではこの対策委員会が中心になって、なかなか話が進まないということ、要望書なるものをまた5項目にわたって作り上げて、市の方に提出をされております。待てど暮らせど、回答は出てこない。出てきたのが平成20年の6月の20日、約10ヵ月間、この問題をどのように検討されて、どのように回答しようという結論を出しての回答であったのか。私はいいい意味で、問題が問題だけに、また南丹市の各地においてはこういうことも、学校教育の中では大きな問題として取り上げて事例が生じることも考えられますので、きちりここで整理をして回答をしておかなかつたら、今後の学校教育含め、学校問題含め、財政問題含め、いろいろな方向づけの第一歩だという意味において慎重に回答をされ、それに期間が要したのであらうと、こういうように思っておりました。しかしながら、回答の結果を検討委員会の皆さんからお聞きしますと、回答は程遠い十分理解できる内容ではなかったとこのように聞いております。一体これはどういうことなのか。今後どのようにこの問題を処理され、回答どおりお行きになるのか、なおなお、お考えがあるのか、地元の対策委員会とどのような話し合いを続けていかれるのか、その点についてお伺いをいたします。

また、私のこれはまったく私案でございますけれども、地元の負担とか、南丹市の持ち出しとか、その範囲だけの考え方でこのほどの処理をしようとしても、なかなかこういう問題は大きな問題にも発展しますので、100%の回答はこれはできないことは判断として持つわけでございますので、できれば国・府の支援、特に過疎化対策、地域の活性化、先ほども面村議員から出ておりました、いろんな国の施策の内容等があるわけでございますので、ひとつそういう内容も含めて検討の余地はないのかということをご提案申し上げて、地元からの要請ばかりでなく、逆提案、市の方からこういう方法はいかがですかという問いかけの結論を出しながら、この問題の処理にあたってはどうかということも考えておりますが、その点についても、ひとつお考えを願いたい。こうした

問題は、私は100%の回答はなかなか難しいと思いますので、この問題の趣旨というのは、私は心と心の通じ合い、お互いの信頼感によって物事の整理はできると、こういう判断を持っております。誠意ある答弁をいただいたので、最後のこうした問題の締めくくりも、きちっと地元の対策委員会との間にひとつ講じていただきたい、このように要望する次第であります。市長のご答弁をお願いいたします。

次に、私の所管します環境行政であります。

豊かな自然、美しいまちづくりを続け、もっていくのは、私たちの務めであろうとこのように思っております。こうしたところを踏まえて、国においては平成5年に環境基本法を制定し、6月の5日を環境日とするとともに、地方公共団体も国の施策に準じた施策及び公共団体の自然的・社会的条件に応じた、環境の保全のために必要な施策を講じるということでもあります。社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策、総合的かつ計画的な推進を図る、実施することが義務づけられているのであります。環境保全は、私は一自治体だけが実施しても効果が上がらないという問題であります。誰かがどこかで始めなければならぬ問題でもあります。市民の意識を高め、市民として取り組む姿勢を明確にするためにも、私は条例の設定が必要ではないかと思いますが、市長のその真意のほどをお伺いします。

と申しますのは、南丹市環境保全条例という、これは仮称ですけれども、南丹市美しいまちづくりの条例はできておりますけれども、それで十分な環境が守られるのでしょうか。そうした点についてもお伺いしておきます。

なおまた、先般私の近くで環境に関する事件といいますか、出来事が起こっております。と申しますのは、これはもう産廃を燃やすということは、これは完全な法令違反で、事件になる内容でありますので、当然の処置であったと思いますけれども、普通、市民が当然、今の時期でありますのでたき火をするという、それぐらいの内容があったわけですが、それは環境もあって道路の近くでありますので、放っとけば風紀にも関係するし、そうした意味で解体をしておられたと。その解体して、その木材を燃やしながら休憩もしなければならぬと。その程度の内容で作業を続けておられたところが、パトカーが出てまいりまして警察官から注意があったと。もう次からはそういうことはしませんということで済むのであろうかなと思っておりましたら、パトカーが4、5台その場に出てきた。何が起こったんや、どんな事件やと、周囲の人はそのように思っておられましたところが、内容はその程度であり。これは完全に今の法令では燃やしてはいけない、CO2、地球温暖化のこういう厳しい時代でありますので、当然、罰せられるのは当然かと思えますけれども、本人にしてはこれぐらいな程度と、環境の問題から考えたら大変なことでありますけれども、本人から見れば、この程度は誰でもやっとなる行為ではないかと、こういう内容であった。事情聴取、本署、園部署へ、パトカーに乗せられて連行されて、延々3時間におよぶ取調べ。内容を聞きますと、これはもう大事件、大大罰、罪人扱いの調書作成であったそうではありますが。なおまた、その調書を検察庁

で後ほどの裁きが出てくると、こういう内容があったそうでありますが、私は環境問題というのは、ここまできたかと。ここまで違反すれば罰則規定が講じられているのかということをおもいますと、環境問題の市民一人ひとりの自覚ということは、こうした条例を作ることによって、その条例に基づく一人ひとりの認識を深く高めていかなければ、まだまだ、こうしたことが南丹市においては起こってくるのではないかと、このような危惧もいたしますので、この際、ぜひとも環境問題を市民に徹底する方策を講じていただきたい。このような観点でこの問題を捉えておりますので、よろしくご所見をお伺いして、この場での質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは藤井議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目、五ヶ荘小学校の跡地利用につきまして、議員ご指摘をいただきましたように、跡地利用検討委員会の皆さん方、大変ご熱心なご協議を賜ってまいりました。こういったなかから要望書を提出していただきまして、私どもの方から回答書を提出してまいりました。先ほど、今日までの経緯につきまして、るるご質問の中でお述べいただきましたが、最近におきまして、本年の10月になりまして検討委員会の皆様方とのご懇談をさしていただく機会を設けました。こういったなかで、それぞれご要望書の内容、また私どもの回答いたしました内容につきましてもお話し合いをさしていただき、貴重な意見をお伺いすることができました。こういったなかで、私どものこれが終了しました後、また地元におきまして検討委員会の皆さん方、地元四ツ谷・佐々江両区の皆さん方のご意見も賜るなかで、10月の31日付けをもって、それぞれ検討課題につきましてのご指摘もいただいております。あらためて今日まで跡地利用検討委員会の皆様方をはじめ、校区住民の皆様方、PTAの皆様方、それぞれこの対策につきまして、大変ご熱心なご協議を賜り、また、ご検討をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。私どももその地域活性化という具現化に向けて、内部的にも協議をさしていただき、また先ほど申しましたような委員会の皆様方との協議、こういうことを積み重ねていくなかで、それぞれ具現化に向けて努力をしておるところでございますし、今後とも一層努力をしていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。こういったなかで、様々なご提言をいただくなかで、現在の体育館につきましても、社会体育施設としての活用もいただいております。しかし、新たな体育館の建設ということもお話があったわけでございますけれども、社会体育施設としての建設ということになりますと、なかなか課題もあるのが現状でございますし、また現在、いろいろ検討するなかでは長寿化と申しますか、ある程度の改修を行うことによって、機能を充実できないかというふうなご提言も賜っております。こういったなかで様々な観点から、先ほどご質問にもございましたように、国や府の制

度活用も含めるなかで検討し、一日も早くその実現に努力をしていきたいというふうに考えますし、そのほかの項目につきましても、それぞれの市民の皆様方、お取り組みもご検討いただいております。こういったなかで、具現化に向けて私どもも引き続き教育委員会、日吉支所、また関係の皆様方とも協議を深めながら、具現化に向けて努力をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますように、また、ご協力を賜りますように、お願いをいたす次第でございます。

次に、環境保全条例の制定につきまして、ご提言を賜ったところでございます。

先ほど具体的な事例もご紹介をいただいたわけでございますけれども、私どももこの豊かな自然を守る、また歴史的・文化的遺産を将来にわたって継承し、うるおいと安らぎに満ちた景観、また住み良い環境づくりを進めるという目的をもって、議員ご指摘もございました南丹市美しいまちづくり条例というのを制定をいたしております。こういったなかで、美しいまちづくりによる良好な環境の形成、そして、自然景観や町並みの保全、生活環境や水質の保全、公害防止、土地開発及び建築の規制などについても規定し、推進を図ってきたところでございます。こういったなかで私は現段階におきましては、この南丹市美しいまちづくり条例の活用によるものが、現時点においては、これが必要なのではないかとというふうに考えております。この環境という問題につきまして、まさに今、世界的な課題としてあがっておるわけでございますし、私どもも昨年の行政組織の改編の中で環境課を設置し、この環境保全に対する行政としての責務、これも推進していかなければならないということで、こういう環境課も設置をさせていただいてきたところでございます。こういったなかで、この美しいまちづくり条例の有効な活用をしていかなければならないというふうに思っております。こういったなかで、やはり議員ご指摘のとおり、市役所だけでこれができることではございません。まさに市民の皆様方のご理解を得るなかで、手を携えて協働というなかで、この施策の推進はしていかなければならないと考えております。今日までのそれぞれのまちづくりに対する、美しいまちづくりに対する施策や、また活動を十分に検証しながら、今後、さらに実り多いものになるために努力をいたしていかなければならないと考えておりますので、今後とものご指導や、また、ご協力をよろしくお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

藤井議員。

○議員（12番 藤井 日出夫君） ありがとうございます。

一発回答ということを申し上げましたので、それで了解をするわけでございますけれども。引き続き、この五ヶ荘小学校跡地問題については考えていくという、力強いご答弁を出していただきましたので、よろしく願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（吉田 繁治君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後3時10分といたします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時09分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に3番、高野美好議員の発言を許します。

○議員（3番 高野 美好君） 日本共産党・住民協働市会議員団の高野美好でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

最初に、今日の経済危機から市民生活を守るための施策について質問をいたします。

アメリカ発の金融危機は、世界経済を大混乱の渦に引き込み、日本経済にも大きな極めて深刻な影響を与えています。今、起きていることは単なるバブルの崩壊ではありません。極端な金融自由化と規制緩和を進め、投機マネーを異常に膨張させ、世界有数の巨大金融機関が先頭に立って、ばくちのような投機、マネーゲームに狂奔するカジノ資本主義が破綻したのです。世界の経済と金融のあり方の根本が問われているのであります。同時に、日本の景気悪化をここまで深刻にさせている根本には、極端な外需・輸出だのみという日本経済が抱えている脆弱性があります。そのためにアメリカ経済が減速し、世界経済が混乱すると、日本の景気悪化が一気に進むという事態がつくられることになるのであります。こうしたもとで日本共産党は、一つにばくち経済、いわゆるカジノ資本主義の破綻のつけを国民に回すことを許さない、二つ目には外需頼みから内需主導へ、日本経済の抜本的な体質改善を図る、三つ目にカジノ資本主義への追従からの根本的転換を図ることを柱とした、景気悪化から国民生活を守る日本共産党の緊急経済提言を発表し、政治の責任で雇用を守れと訴えております。今、南丹市においても、景気悪化を理由に中小企業への資金の貸し渋りが行われ、特に建設業は極めて厳しい状態であると言われております。また誘致企業が派遣社員を雇い止めにする動きが強まっております。わが議員団は去る5日に、ジャトコの八木工場を訪問し、派遣労働者をはじめ、すべての労働者の雇用を引き続きしっかり守り、正職員化を進めていただくこと、今後の雇用の変動に関する計画については南丹市や京都府にも事前に報告をし、住民にも公開をしていただくこと、地元中小企業への発注に力を尽くすなど、地域経済に一層貢献していただくこと、この3点を申し入れを行いました。聞きますと、自動車メーカーからの受注が激減をし、月間生産量が半分にまで落ち込んでいるもと、本社からの指示で現在いる派遣社員107名を12月20日までに全員雇い止めにする。そのなかには契約期間中の雇い止めがあること。労働者には1ヵ月前に通告をしていること。派遣労働者は一時300人近くいたことなどが明らかにされました。さらにハローワーク西陣・園部出張所によりますと、管内での中小企業の廃業倒産がここ数ヵ月で数件出ており、まだまだ増えるのではないかと非常に危惧をしていると言われておりました。私の

知っているところでも最近、企業倒産が起きました。そこで、南丹市として早急に取り組んでいただきたい4点について求めたいと考えます。まず一つ、市内の事業所の景気悪化の影響と要望調査を関係機関と連携して行うこと。二つ目には多額の奨励措置を講じている誘致企業においては、仮にも違法な雇い止めを行わないことはもとより、合理的理由のない解雇が行われないよう厳しく指導するとともに、市民の雇用拡大を図るよう指導すること。三つ目には商工会と連携し、中小企業への資金供給で貸し渋り・貸しはがしの実態を調査するとともに、そのようなことが行われないよう金融機関に申し入れること。四つ目には市長を本部長に、景気悪化から市民生活を守る対策本部を設置をし、市民への相談窓口を開設すること。これら四つのことは、企業や農業者、市民生活を守る最後の砦となる自治体としての最低限の仕事として行うべきであります。そして、市として緊急かつ実効性のある手立てを講じるべきであると考えますが、市長のご見解をお伺いをいたします。

次に、市役所の嘱託・臨時職員の雇用について、お伺いをいたします。

平成19年4月に職員定員適正化計画を定めました。それによりますと、国の三位一体改革による地方交付税の縮減や地方経済の低迷に伴う厳しい財政状況の中で、人件費の抑制は最重要課題であり、市民サービスの向上や地域基盤整備のための財源を確保し、最小の経費で最大の効果を発揮するためには、合併の効果という面からも職員数を削減していく必要があるとして、合併時の職員数468名から本計画5年間の最終年度である平成24年度には427名に、42名を減じる目標であるとしております。具体的には一般職員については勧奨、自己都合退職者数のみ新規に採用、保育士・幼稚園教育職については、施設の統廃合や幼保一元化の状況によって見直す。技能労務職については、退職者補充は行わずに外部委託、または嘱託職員及び臨時職員の任用により対応するとしております。そのことにより定員適正化計画は着実に進められ、正職員数は減ってきております。職員が減った分、嘱託や臨時職員を採用をしています。臨時嘱託職員の数は、平成18年度で225人、19年度末では257人と32人増え、全職員数の約40%となっております。ところが、これらの非正規職員の処遇は、臨時職員は限られた期間だけの雇用、嘱託職員にしても1年契約で再契約はあるものの昇給はなく、期末手当は2.5ヵ月分だけというお粗末な状況であります。高卒の初任給並みで、いつまでも雇用を続けるといった状況が続いています。これでは年間200数十万円の収入にしかならず、今、まさしく問題になっているワーキングプアを南丹市が率先して作り出していることになっております。南丹市嘱託職員の任用に関する要綱によりますと、嘱託職員の採用は1年単位とし、3年を超えないと定めていますが、長期に渡って雇用が継続されている方もおられます。しかるべき処遇と雇用の安定があつてこそ、住民サービスが保障されます。継続雇用されている方には少なくとも、市営バス嘱託職員並みに給料表を定め、昇給させるとともに扶養手当や住居手当、さらには退職手当も制度化されるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

以上、2点質問し、第1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは高野議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま、ご質問の中でおっしゃられました金融危機、また世界経済の混乱、このことによりまして、本市にもその厳しい波が押し寄せてきておるとというのが実態でございます。私どももこういった観点に立って、様々な施策の検討に入っておるわけでございます。まず、ご質問の中にごございました市内事業者の調査、また資金供給の問題につきまして、速やかに京都府、また商工会さんとも連携を取りながら、できる限りの情報収集を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。早急に対応をしていきたいと思っておるところでございます。また誘致企業において、大変な状況もお聞きしております。しかしながら市民雇用につきましては、従前より雇用促進のための奨励金制度も設けておるわけでございますけれども、今後ともハローワーク、また誘致企業との連携の中で、市内の市民の皆様方の雇用の拡大を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

また貸し渋り・貸しはがしの実態ということでございますけれども、商工会等々の経営指導も行っていただくなかで、現状では今のところ、発生してないというふうな状況もお聞きしておりますが、今後、さらに厳しい状況も考えられます。こういったなかでの課題につきましても、先ほど申しましたような情報収集を行ないながら対応を検討していきたいと思っております。

また対策本部の設置をということでございます。京都府におきましても、去る4日でもございましたか、知事の方から緊急雇用対策連絡協議会の立ち上げを表明をされておられます。これも、いわゆる京都一緒になってやっというふうなことを聞いております。こういったなかで京都府、また商工会さん等との連携の中で相談窓口の設置を含めて、適切な対応をしていきたい、このように考えておるところでございます。大変厳しい状況であるということも認識しております。こういったなかで相談窓口につきましても、市役所の中でそういうふうな体制をとれる、また連携をつけられるような形の中で、市民の皆さん方のニーズにも対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、次に職員の嘱託臨時職員の雇用についてご質問をいただきました。

ご質問でもご指摘いただきましたように、合併後の職員定員適正化計画の推進の中で、嘱託職員・臨時職員が増加しておるといようなご指摘がございますが、現在、平成20年10月現在の嘱託職員、常時雇用で嘱託140名、臨時100名、合計240名という数字になっております。まさに全職員の3分の1が非正規職員ということになつておるわけでございますけれども、行政サービスの低下を招かないかということでございますが、この維持向上を図るために様々な雇用形態、また業務形態等を選択していくなか

で、臨時・嘱託職員も含めまして、職員の資質の向上に努めていき、市民ニーズに対応できる体制を整えていかなければならない、いうふうに考えておりました、引き続きこれについても努力をしていきたい、いうふうに考えております。

また非常勤職員の給与等に対することをごさいますけれども、この件につきましては本年の人事院勧告、このなかでも非常勤職員の給与につきましての指摘がございました。こういったなかで非常勤職員の問題については、業務運営の方法、組織、定員管理、予算、人事管理方針などと密接不可分な関係があることから、今後においては非常勤職員のあり方をどのようにしていくのかについて、幅広く検討を進めていくことが必要であると考えするというふうな内容で人事院勧告がなされております。私たちもこの勧告が出されてのち、この部分につきましても十分な、今、検討を進めておるところでございます。先ほど指摘されました事項につきましても、十分な検討を行うなかで、より適正な管理、また雇用を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。今、このことにつきまして、検討をいたしておるところでございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

高野議員。

○議員（3番 高野 美好君） まず、経済危機から雇用を守る問題についてであります。

市長の方から、非常に厳しい状況であるという認識は我々も一緒だというような表明もあったわけですが、今、まさに大変な状況が出てきております。先ほど、私の近くで企業倒産もあったというふうについておりますけれども、そこで働く人はこの正月どうして年を越すのか、来年からどうするのかということで、非常に危機的な状況に陥っているのをつぶさに聞いておるわけでありまして。待ったの効かない課題であるというふうに思います。速やかに情報を収集をすると、こういうことですが、速やかというのは年内にはそのことを行うというふうに理解をしいのかどうか、再度、お聞きをしておきたいと思っております。

それと、収集された情報については、公表されるのかどうかについてもお聞きをしたいと思います。

それから、貸し渋りはないという認識をしているということですが、私、商工会等で調べましたところ、特に土建業者等へのですね、資金の貸し渋りというのが起きていると、こういうふうにお聞きをしているんですが、本当にそういうことがないのか、再度お聞きをしておきます。

それから対策本部等の関係で、京都府と一緒に適切な対応をしたいと、それから相談窓口も設けたいと、こういうことですが、この労働行政を担う部署ですね、これはどこになるのか、そして何課が窓口になって行おうとされるのか、ちょっと具体的にお答えをいただきたいと思っております。

それから、今回の補正にも少し原油の高騰対策等が出ておりますけれども、原油価格等

の高騰緊急特別融資対策の資金の利子補給金が補正をされておりますが、金額はわずか1万5,000円。1万5,000円で緊急対策と言えるのかどうか、少し疑問に思っているんですが、具体的にどういうことをされようとしているのかということについても、お聞きをしときたいと思います。

それから嘱託職員についてでありますけども、人勧でも嘱託職員については指摘をされているので、十分検討をしたいと、こういうことありますけども、私が申し上げました昇給、それから退職手当等を含む手当の創設ですね、そういうことについて具体的にこの21年度の予算編成期を迎えて、何らかの措置をとろうとされているのか、まだまだ21年度も検討期間ですよということなのか、もう少し具体的な内容でのご答弁をお願いをしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず情報収集の件でございますけれども、いつまでにということではなく、今日までも京都府さんなり、商工会さんとも緊密な連携をしており、情報収集といいますか、それを行っておるわけでございます。この内容につきまして、具体的に公表をするのかということでございますけれども、この公表の仕方ということもでございます。統計的になるのか、また具体的な事例、公表できることなんかということもありますので、この辺につきましては、公表のことにつきましては検討をしなければならないと思っております。

また担当する部署でございますが、まさに雇用の面、また商工対策の面、それぞれの農林商工、それぞれあるわけでありまして、もちろん一般的には農林商工の方で窓口になるというような形で進めていかなければならないと思っておりますけれども、また、この辺が雇用対策の対策協議会等につきまして、京都府の方で今、立ち上げを検討されております。こういうようなこととも連携がとれるような体制を、我々もどのような形で担当部署を決めていくのかということも見定めながら決定をしていきたい、このように考えております。

また臨時職員等、非常勤職員の問題でございますが、先ほど答弁の中でも申しましたように、ただ単なる退職金等の個別の課題だけではなく、先ほど申しましたような人事院勧告が表れとるわけでございます。総合的に対応を考えていかなければならないというようなことで、今、検討を進めておるところでございます。具体的な21年度にどれだけのことができるかということも含めまして、今、検討をしておる最中でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 西岡農林商工部長。

○農林商工部長（西岡 克己君） まず、高野議員さんの1点目の貸し渋り対策の貸し渋りについてということで、これにつきましては、商工会の方に確認をしたところ、今現

在実態はないということを報告を聞いております。

それと、もう1点目の原油価格高騰緊急特別融資対策資金利子補給金補助金ということで、12月議会で補正を今、提案さしていただいております。これにつきましては原油価格の高騰に関連しまして、国で特別融資制度が創設されたところでございます。国・京都府・南丹市からの各支援により、末端金利を1%にするということで、府ないし南丹市につきましてはその金利分を義務負担分という形になっております。それに伴いまして、今回、南丹市の補助金分として新規事業として計上させていただきました。

1万5,000円の根拠はということなのですが、資金利子の補給期間が今年の1月1日から12月31日までになっております。この制度が対象となりますこの1ヵ月分について、今回、補正をさしていただいております。また次年度の1月から3月までの間については、また、そういった部分で借入等がされた場合の利子補給といたしまして、予算を計上していかなんというふうな形になりますので、ご理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

高野議員。

○議員（3番 高野 美好君） まず雇用の問題でありますけども、大体頑張っやりますということは理解をできたわけでありまして、ひとつ末端の雇用を確保することです、南丹市が発注する様々なハード事業があると思うんですが、市が発注をする事業の現在の発注状況を、非常に厳しい状況でありますので、予算化されているものについては、速やかに発注を終わることがひとつの経済対策にもなるかと思っておりますので、今の仕事の発注状況を、もし分かればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、まだ、これは国の2次補正だというふうなことですが、昨日の新聞によりますと、いわゆる労働者が首切り等にあつてですね、失業状態にある場合にですね、自治体が臨時的に雇う緊急の雇用創設事業というのを都道府県の基金でもって、やるというふうな政策が与党がまとめたというふうな報道がされておりますが、おそらく2次補正の中で、それが具体化をされると思うんですが、もし、それがまとまればですね、緊急にこのことをやっていただくということが必要になってくると思うんですが、年明けから、そういう臨時の対策が決まればですね、速やかに臨時市議会でも開いて対策を打つというふうな用意はあるのかなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、嘱託臨時職員の関係ですけども、昨日、私言いましたように、嘱託職員1年で終わるという方は別にしてもですね、2年、3年継続雇用というのは将来に渡っても雇用をしていくということにつながっていると思っておりますので、少なくともバスの嘱託職員ですね、この人はずっと雇うということで給料表も整備をされております。もちろんバスの職員の賃金が非常にいいというふうには考えておりませんので、非常に劣悪

な条件ではありますけども、一応、昇給だとか、退職手当等の整備もされておりますので、少なくともその程度並みですね、整備を嘱託職員にもしていただくということが、住民サービスの面からも、また雇用を安定的に確保するという面からも、非常に重要ではないかと思っておりますので、強く求めておきたいと思っております。

少し嘱託とはずれますが、今回の補正で、退職手当の特別退手組合への特別負担金が補正をされておりますが、本年度の退職予定者数、定年何名、勸奨何名、そして採用の予定者は何名なのか、もし分かっておればお聞かせをいただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、ご質問にございます今年度の予算における発注分でございますけれども、12月の入札予定分を含めまして、件数において約8割方を発注をいたす予定でございます。当然、年度内執行ということが大きな課題でもございますし、先ほどおっしゃられましたように景気の対応にしても、早期に発注することが必要であるというふうに考えております。この点についても努力をいたしていきたいと思っております。

次に、第2点目に緊急雇用対策、これはご質問の中でもございましたように、政府においても2次補正といいますか、緊急雇用対策ということで、これの動向もいつ頃成立するかというのはまだ不明な点多々あるわけでございます。当然、様々な今、盛り込みがされておるようでございますけれども、当然その施策の、また補正予算の成立に伴い対応というのでございまして、早期に対応する方途を進めていきたいというふうに思っております。

また嘱託職員等につきましてはのご意見でございますけれども、先ほど述べたとおりでございます。それぞれのご意見に対して、十分ご意見として拝聴させていただき、今後の検討課題というふうにさせていただきます。

あとの答弁につきましては、担当部長の方からお答えさせます。

○議長（吉田 繁治君） 上原企画管理部長。

○企画管理部長兼人事秘書課長（上原 文和君） それでは先ほど退職者の数のご質問ですけれども、20年度末の退職者の予定ですけども、定年退職者が5名と勸奨退職が9名ということで、今のところ14名の退職ということで予定をしております。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 上原部長。

○企画管理部長兼人事秘書課長（上原 文和君） 失礼しました。あと採用職員につきましては、先日、採用試験を行いましたけども、5名の予定で準備をしております。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、高野美好議員の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 本日はこの程度といたします。

明日、12月9日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでした。

午後3時41分散会
